
第51回 広島県薬剤師会
定 時 総 会 資 料

平成29年 6月18日(日)



公益社団法人 広島県薬剤師会

第51回広島県薬剤師会定時総会付議事項

目 次

(報 告)

報告第 1 号	平成28年度会務及び事業報告（公衆衛生）	1
報告第 2 号	平成28年度事業報告（検査）	21
報告第 3 号	平成28年度事業報告（会館）	23
報告第 4 号	平成28年度事業報告（共益）	23
報告第 5 号	新会館の進捗状況について	24
報告第 6 号	公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則の一部改正について	25

(議 案)

議案第 1 号	平成28年度決算の承認について（案）	41
資料 1	平成28年度貸借対照表	42
資料 2	平成28年度正味財産増減計算書	44
資料 3	財務諸表に対する注記	47
資料 4	附属明細書	51
参考 1	平成28年度貸借対照表内訳表	52
参考 2	平成28年度正味財産増減計算書内訳表	54
参考 3	財産目録	58
参考 4	監査報告書	62
議案第 2 号	広島県薬剤師会館の移転経費について（案）	63
議案第 3 号	特定資産積立預金の取崩について（案）	64
議案第 4 号	広島県薬剤師会館の移転に伴う借入限度額について（案）	65
議案第 5 号	平成29年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）	66
議案第 6 号	公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程の 一部改正について（案）	67

報告第1号

平成28年度 会務及び事業報告（公衆衛生）

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

第1 一般会務関係

1. 会員数 総数 3,108人 (3,074人) 平成28年10月末現在 () 内は前年度

正会員 A	1,550人	(1,550)
正会員 B	1,396	(1,349)
準会員 D	90	(96)
賛助会員 A	28	(31)
賛助会員 B	44	(48)
前年度より	34人増	

平成28年度地域・職域薬剤師会別会員数

(平成28年10月31日現在)

区分	正会員A	賛助会員A	正会員B	準会員D	合計
広島	409 (406)	17 (18)	451 (445)	37 (36)	914 (905)
安佐	153 (155)	4 (5)	196 (173)	7 (9)	360 (342)
安芸	83 (81)	2 (2)	98 (94)	13 (15)	196 (192)
広島佐伯	61 (62)		73 (78)	2 (2)	136 (142)
大竹	22 (23)		14 (14)	2 (1)	38 (39)
廿日市	57 (56)		39 (42)	7 (8)	103 (106)
東広島	86 (86)	1 (1)	81 (77)	3 (2)	171 (166)
吳	136 (133)	1 (1)	103 (92)	2 (2)	242 (228)
竹原	38 (39)		23 (27)	2 (2)	63 (68)
福山	264 (269)		127 (121)	2 (3)	393 (393)
三原	55 (54)	3 (3)	29 (30)	6 (6)	93 (93)
尾道	97 (97)		40 (37)	3 (4)	140 (138)
因島	20 (20)		18 (20)		38 (40)
三次	69 (69)		48 (47)	2 (3)	119 (119)
行政			56 (52)	2 (3)	58 (55)
計	1,550 (1,550)	28 (31)	1,396 (1,349)	90 (96)	3,064 (3,026)

上段 : 平成28年度会員数

下段 : (平成27年度会員数)

カ 公益法人及び一般法人に係る研修会 (28.9.5 28.9.6 28.9.13 29.2.8)

キ 選挙管理委員会

(28.7.22 28.9.1 28.9.30 28.10.4 28.10.28 28.12.27 29.1.25 29.2.22)

ク 公認会計士会計処理確認指導 (28.4.19)

ケ 石橋公認会計士との打合せ (28.5.11 28.7.1 28.8.29 28.10.4 28.10.17 28.12.6)

コ 永井社会保険労務士との打ち合わせ会 (28.4.5)

3. 公的機関への協力

広島県薬事審議会 (委員 前田泰則 豊見雅文 中川潤子)

広島県医療審議会 (委員 松村智子 豊見雅文)

広島県薬物乱用対策推進本部 (本部員 前田泰則 豊見雅文 幹事 大塚幸三 野村祐仁)

広島県医療費適正化計画検討委員会 (委員 豊見雅文 青野拓郎)

中国地方社会保険医療協議会 (委員 渡邊英晶 青野拓郎)

広島県環境審議会 (委員 中川潤子)

広島県医療安全推進協議会 (委員 渡邊英晶 青野拓郎)

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会 (委員 渡邊英晶 村上信行)

健康ひろしま21推進協議会（委員 中川潤子 松村智子）
ひろしま食育・健康づくり実行委員会（委員 二川 勝）
ひろしま食育・健康づくり実行委員会ワーキング会議（委員 井上映子）
広島県がん対策推進委員会（委員 大塚幸三 豊見雅文）
広島県緩和ケア推進会議（委員 青野拓郎）
広島県合同輸血療法委員会（委員 木平健治 松尾裕彰）
広島県緩和ケア人材育成検討会（委員 青野拓郎）
広島県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（臨時委員 渡邊英晶 青野拓郎）
広島県エイズ対策推進会議（委員 村上信行 重森友幸 谷川正之）
中国・四国厚生局保険指導薬剤師
(坂本 徹 今田考昭 下田代幹太 宗 文彦 河田邦貴 石井淳規)
広島県地域包括ケア推進センター運営協議会（委員 前田泰則 豊見雅文）
ケアマネマイスター広島（岸川映子）
広島県緩和ケア支援センター地域在宅緩和ケア推進協議会（委員 青野拓郎）
新たな財政支援制度検討委員会（委員 前田泰則 豊見雅文）
広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム（委員 有村健二）
難病患者の災害時支援マニュアル作成・検討を行う委員会（委員 村上信行）
災害時医薬品等供給マニュアル改正作業検討会（委員 村上信行）
広島県高齢者対策総合推進会議（委員 中川潤子）
広島県結核予防推進プラン検討委員会（委員 谷川正之）
広島県アルコール健康障害対策連絡協議会（委員 竹本貴明）
広島県医療審議会医療・介護需要量調査分析WG（委員 中川潤子）

4. 関係機関への協力

日本薬剤師会（理事 豊見 敦）
日本薬剤師会行政薬剤師部会（幹事 應和卓治）
日本薬剤師会災害対策委員会（委員 串田慎也）
日本薬剤師会学校薬剤師部会（幹事 豊見雅文）
日本薬剤師会公衆衛生委員会（委員 野村祐仁）
日本薬剤師会病院診療所薬剤師部会（幹事 松尾裕彰）
日本薬剤師会薬学教育委員会（委員 松村智子）
日本薬剤師会議事運営委員会委員（委員 前田泰則 村上信行）
広島県地域保健対策協議会（理事 前田泰則 渡邊英晶 豊見雅文 有村健二）
広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会
(委員 木平健治 松尾裕彰 大塚幸三 谷川正之 豊見 敦)
広島県地域保健対策協議会医療・介護連携推進専門委員会（委員 有村健二）
(公財)広島県地域保健医療推進機構（評議員 前田泰則 豊見雅文）
(公財)広島原爆障害対策協議会（評議員 前田泰則 豊見雅文）
社会保険診療報酬支払基金広島支部
(審査委員 青野拓郎 村上信行 宮本一彦 調剤担当者代表幹事会参与 豊見雅文)
広島県国民健康保険診療報酬審査委員会（委員 木平健治 服部 聖）
(一社)広島県介護支援専門員協会（理事 村上信行 監事 有村健二）
(公財)日本学校保健会「学校における水泳プールの保健衛生管理」改訂委員会（委員 豊見雅文）
広島県学校保健会（副会長 永野孝夫）
核戦争防止国際医師会議（I P P NW）日本支部（J P P NW）
(副支部長 前田泰則 豊見雅文 理事 野村祐仁)

広島プライマリ・ケア研究会（世話人役員 木平健治 松尾裕彰 井上映子）
第33回広島県薬事衛生大会実行委員会（委員 青野拓郎 谷川正之 中川潤子）
第62回中国地区公衆衛生学会（評議員 豊見雅文）
第9回 I P P NW北アジア地域会議実行委員会（委員 前田泰則 豊見雅文 野村祐仁）
広島県看護協会在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会（委員 中川潤子）
広島県栄養士会在宅訪問栄養ケア推進委員会委員（委員 有村健二）
中国四国調整機構実習問題第三者委員会（地区委員 村上信行）
県民が安心して暮らせるための四師会協議会健康寿命延伸検討WG
(委員 有村健二 中川潤子 平本敦大)
広島県国民健康保険運営協議会（委員 青野拓郎）
広島県病院薬剤師会医療連携支援検討委員会（派遣 竹本貴明 平本敦大 藤山りさ）
(一社)広島県社会保険協会
広島県禁煙支援ネットワーク
広島県毒物劇物安全協会
(一社)広島県介護支援専門員協会
(社福)広島県社会福祉協議会
(公財)ひろしまこども夢財団
(公財)ひろしまドナーバンク
(公財)ひろしま国際センター
(公社)日本臓器移植ネットワーク
建国記念の日奉祝委員会
全国公益法人協会
(公社)青少年育成広島県民会議
広島市防火連絡協議会
(公社)広島東法人会
(公社)広島県防犯連合会
広島県日中親善友好協会
(公社)広島交響楽協会

5. 会員の表彰

厚生労働大臣表彰（薬事功労）	多森 繁美（三原）
文部科学大臣表彰	政岡 醇（広島）
日本薬剤師会有功賞	工藤 重子（尾道） 児玉 俊子（広島） 鷹橋 照子（呉）
広島県知事表彰（薬事功労）	野島 節美（広島） 渡辺 実代子（安芸）
広島県学校保健・学校安全表彰	青野 拓郎（安佐） 小早川 雅章（呉）
広島県薬剤師会賞	鷹橋 照子（呉） 長谷川 項一（広島佐伯）
広島県薬剤師会功労賞	形部 宏文（広島） 長坂 晋次（広島） 永野みさ枝（安芸）
広島県薬剤師会有功賞	細田 智子（安芸） 田邊 ナオ（尾道） 渡邊 英晶（廿日市）
広島県薬剤師会功労賞	井上 真（福山） 井上 美智子（尾道） 栗原 百合子（安佐）
広島県薬剤師会有功賞	高橋 富夫（福山） 樽谷 嘉久（広島佐伯）
広島県薬剤師会有功賞	天島 真奈美（安芸） 野村 伸昭（広島）
広島県薬剤師会有功賞	松森 隆志（東広島） 吉村 知幸（広島）
広島県薬剤師会有功賞	渡邊 理恵子（廿日市）
広島県薬剤師会有功賞	新佛 賢明（安佐） 瀬田 律義（廿日市） 世良 紀恵（福山）
広島県薬剤師会有功賞	中村 直子（広島） 西川 寛子（広島） 新田 玲子（広島）

福田 宏子（三原） 藤田 信義（福山） 水雲 廉子（安佐）

（敬称略）

6. 会員物故

(安 佐)	永井 菜津美
(広 島)	森本 一義
(広 島)	姫井 小百合
(福 山)	三宅 勝憲
(広 島)	得能 敬治
(広 島)	鈴木 文枝
(行 政)	廣實 浩一

7. 各種印刷出版物等

広島県薬剤師会誌（4回）

広島県薬メールニュース（18件）

Drug Information News

2017年版管理記録簿

平成28年版広島県薬剤師会会員名簿

お薬手帳

薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。（テキスト・リーフレット）

薬の基礎知識

「調剤事故発生時の対応マニュアル」

「調剤事故発生時の再確認」

連絡先ステッカー

薬剤師倫理規定

「個人情報保護に関する基本方針」ポスター

「安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）」ポスター

「お薬のこと」・「お願い」ポスター

お薬手帳啓発ポスター

「薬の正しい使い方」リーフレット

薬剤師名札

薬との上手なつきあい方—高齢者とくすり—

第2 事業関係（公衆衛生）

1 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

(1) 講座・研修会等の開催及び講師派遣等事業

ア 薬事衛生指導員制度事業

a ・薬事衛生指導員（118名）の派遣

b ・平成28年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師研修会の開催

（福山 28.9.10・62名 広島 28.9.11・104名）

イ 禁煙支援事業

a ・禁煙推進委員会（28.5.14 29.2.9）

b ・禁煙支援研修会（29.3.18）

c ・薬剤師禁煙支援マスターの認定（11名）・アドバイザーの認定（118名）

d ・薬剤師禁煙支援アドバイザー（60名）及び広島県健康生活応援店（173店）のWebサイトへの掲載

e ・平成28年度世界禁煙デー・禁煙週間への協力（28.5.31～6.6）

f ・未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーンへの参加（広島 28.9.9）

g ・広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会への出席（28.4.4 28.10.1）

h ・平成28年広島県禁煙支援ネットワーク研修会への協力・参加（28.10.1）

i ・毎月22日は「禁煙の日」。（スワンスワンデー）の周知活動

ウ アンチ・ドーピング活動

a ・平成28年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者合同研修会への出席

（東京 28.11.25）

エ 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

a ・平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議（28.6.27 28.11.22 29.3.6）

b ・平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施に関する説明会への出席（28.8.9）

c ・患者のための薬局ビジョン推進事業に関する説明会への出席（28.8.9）

d ・平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業の打合せへの出席（28.10.28）

オ 在宅医療推進活動

a ・医療・衛生材料供給体制検討委員会

（28.5.24 28.10.4 28.10.28 28.11.18 29.1.26 29.3.21）

b ・在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会（28.8.8 28.9.28）

c ・平成28年度新たな財政支援制度検討委員会への出席（28.8.18）

d ・在宅医療推進委員会（28.9.15 29.2.23 29.3.15）

e ・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰの開催（28.10.30・参加者91名 28.11.3・参加者93名）

f ・未就業薬剤師就業支援事業実行委員会（28.11.2 29.3.10）

g ・在宅支援薬剤師専門研修会WG（呉 28.11.21）

h ・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ事前打ち合わせ会（29.1.11）

i ・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱの開催（29.1.15 29.1.22）

j ・平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）の開催

（広島大学29.2.18 広島国際大学29.3.5 安田女子大29.3.5 福山大学29.3.12）

k ・復職支援研修説明会の開催（福山 28.4.9・参加者3名 広島 28.4.11・参加者7名 福山 28.4.13・参加者3名 広島 28.4.16・参加者1名）

l ・復職支援研修会の開催（福山 28.5.24・参加者7名 広島 28.5.27・参加者5名 福山 28.6.21・参加者9名 広島 28.6.27・参加者5名 広島 28.7.25・参加者4名 福山 28.7.26・参加者8名 福山 28.9.6・参加者5名 広島 28.9.26・参加者4名 福山 28.10.17・参加者6名 広島 28.10.24・参加者5名）

- 島 28.10.18・参加者6名 福山 28.11.8・参加者3名 広島 28.11.28・参加者6名 福山 29.1.16・参加者4名 広島 29.1.17・参加者3名 福山 29.2.10・参加者7名 広島 29.2.20・参加者13名 福山 29.3.29・参加者1名 広島 29.3.30・参加者12名)
- m ・モバイルファーマシー（MP）担当者会議への出席（名古屋 28.10.9）
- n ・モバイルファーマシーの見学（学生 28.5.26 28.6.6 28.6.17 28.6.27 28.9.2 28.9.13・14 28.9.16 28.9.27・28 徳島 28.7.5 岐阜 28.8.4）
- o ・モバイルファーマシーの貸出（三次 28.6.12 広島佐伯 28.6.22 呉 28.10.15 呉 28.10.22・23 東広島 28.11.6 三次 28.11.13 福山 28.11.27 山口 28.12.18）
- カ 「県民公開講座」の開催（29.2.4・参加者62名）
- キ プライマリ・ケアの推進
- a ・広島プライマリ・ケア研究会への協力
- b ・広島プライマリ・ケア研究会世話人会への出席（28.12.5 29.3.13）
- ク 健康サポート薬局に係る研修会
- a ・健康サポート薬局委員会（28.7.29 28.9.1）
- b ・健康サポート薬局委員会・認定基準薬局制度運営協議会合同会議（29.3.9）
- c ・健康サポート薬局打合会（28.8.26）
- d ・健康サポート薬局研修会のための薬務課訪問（28.9.16）
- e ・健康サポート薬局研修会の開催（広島 28.9.18・参加者A118名・B118名 福山 28.9.19・参加者A59名・B60名）
- ケ 研修会への講師派遣
- a ・平成28度介護労働センターケア・サポート講習（広島 28.5.18）
- b ・広島県シルバーサービス振興会福祉・介護職員「平成28年度キャリアパス支援研修」
(福山 28.6.14 広島 28.6.29)
- c ・広島県老人福祉施設連盟「平成28年度医療的ケア基礎研修」（広島 28.7.21）
- d ・広島県医師会 園医・嘱託医研修会（28.9.22）

(2) 県民への薬と健康に関する啓発事業

- ア 「薬と健康の週間」の企画・運営
- a ・「薬と健康の週間」の実施（28.10.17～10.23）
- b ・薬と健康の週間ポスターの配付
- c ・くすりと健康相談窓口の開設（28.5.19 安佐北区総合福祉センター）
- 〃 (28.5.28 さつき祭りイベント会場ボボロ)
- 〃 (28.6.5 安佐北区総合福祉センター)
- 〃 (28.6.12 安芸高田市民文化センター)
- 〃 (28.6.26 東区総合福祉センター)
- 〃 (28.7.3 東区総合福祉センター)
- 〃 (28.9.15 安佐南区総合福祉センター)
- 〃 (28.9.17 本郷生涯学習センター)
- 〃 (28.9.25 神辺文化会館)
- 〃 (28.9.25 竹原市保健センター・ふくしの駅周辺)
- 〃 (28.10.1 東区総合福祉センター)
- 〃 (28.10.1 サンピア・アキ)
- 〃 (28.10.2 広島市中区地域保健センター)
- 〃 (28.10.2 南区地域福祉センター)
- 〃 (28.10.2 廿日市市大野体育館)
- 〃 (28.10.10 安佐北区スポーツセンター)

〃 (28. 10. 15 二河公園多目的グラウンド・呉中央公園)
〃 (28. 10. 15・16 ローズアリーナ)
〃 (28. 10. 23 NTTクレド基町ビル6F ベントスベース)
〃 (28. 10. 23 サントピア大竹)
〃 (28. 10. 29・30 三原サンシープラザ)
〃 (28. 11. 6 広島サンプラザ、近隣公園)
〃 (28. 11. 6 呉市蔵本通周辺)
〃 (28. 11. 6 安佐南区民文化センター)
〃 (28. 11. 6 廿日市市総合健康福祉センター)
〃 (28. 11. 6 東広島運動公園体育会(アカバーグ))
〃 (28. 11. 12 海田町福祉センター)
〃 (28. 11. 13 安芸区民文化センター)
〃 (28. 11. 13 尾道総合福祉センター)
〃 (28. 11. 13 三次市福祉保健センター)
〃 (28. 11. 13 佐伯区民文化センター及び五日市中央公園)
〃 (28. 11. 17 安佐北区総合福祉センター)

d ・ 第33回広島県薬事衛生大会実行委員会への出席 (28. 9. 1)

e ・ 第33回広島県薬事衛生大会への協力 (28. 12. 1)

イ 「薬草に親しむ会」の企画・運営

a ・ 薬草に親しむ会打合会 (28. 6. 13 28. 8. 17)

b ・ 薬草に親しむ会の下見・現地への挨拶 (28. 7. 12)

c ・ 薬草に親しむ会の開催 (28. 9. 22 三次市吉舎町・参加者139名)

ウ 薬物乱用防止活動

a ・ 平成28年度広島県薬物乱用防止指導員協議会理事会への出席 (28. 4. 12)

b ・ 平成28年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会への出席 (28. 6. 21)

c ・ 平成28年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力 (28. 6. 20~7. 19)

d ・ 平成28年度広島県薬物乱用対策推進本部会議への出席 (28. 7. 26)

e ・ 平成28年度不正大麻・けし撲滅運動への協力 (28. 5. 1~6. 30)

f ・ 広島県麻薬・覚醒剤乱用防止運動への協力 (28. 10. 1~11. 30)

g ・ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会への参加 (28. 11. 9)

h ・ 広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会への協力

i ・ 麻薬、覚せい剤、向精神薬等薬物乱用防止活動の推進への協力

j ・ 薬物乱用防止対策の推進

k ・ 広島県薬物乱用防止指導員の推薦 (51名) (任期~29. 7. 31)

l ・ 広島薬物関連問題関係者ネットワーク (ひろしまDネット) への協力

m ・ 第5回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマへの協力 (28. 9. 19)

n ・ 「薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。」「STOP危険ドラッグ」等の配付 (109件)

o ・ 向精神薬の偽造処方箋の不正利用の周知徹底、発見への協力

p ・ 厚生労働省平成28年度「あやしいヤクヅツ連絡ネット」への協力

エ 広島県健康増進計画への協力

a ・ ひろしま食育・健康づくり実行委員会への協力

b ・ ひろしま食育・健康づくり実行委員会への出席 (28. 6. 15 29. 3. 21)

c ・ 平成28年度食生活改善普及運動・平成28健康増進普及月間への協力 (28. 9. 1~9. 30)

d ・ 平成28年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議への協力

e ・ 健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議への出席 (29. 1. 13)

f ・平成28年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会への出席（29.3.22）

(3) その他事業

ア 「がん検診サポート薬剤師」事業

a ・広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会の開催（福山 28.1.28・参加者43名 呉 28.2.19
・参加者33名 広島 29.2.5・参加者170名 安芸 29.3.5・参加者27名）

b ・広島県がん検診サポート薬剤師（642名）

イ 「広島県薬剤師会認定基準薬局制度」の推進

a ・認定基準薬局制度運営協議会（28.9.26 28.12.5）

b ・広島県薬剤師会認定「基準薬局」の推進 第1次認定 28.4.1 薬局(新規 0 更新 30)
第2次認定 28.8.1 薬局(新規 0 更新 25)
第3次認定 28.12.1 薬局(新規 0 更新 25)
29.3.31現在 認定基準薬局数 (389薬局)

c ・薬局業務運営ガイドラインの周知徹底

ウ 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の開催

a ・高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会の開催

（広島 28.11.13・参加者267名 福山 28.11.23・参加者72名）

エ 情報提供活動

a ・広報委員会（28.4.15 28.5.13 28.6.20 28.7.13 28.8.24 28.9.6 28.10.24 28.11.7
28.12.14 29.1.13 29.2.15 29.3.8）

b ・県薬We b サイト管理・運営WG（28.7.28 28.8.18 28.11.15）

c ・県薬ホームページ入会案内ページ打合せ（28.10.25）

d ・一般紙へ薬局業務・薬剤師職能P R広告掲載

（中国新聞 28.8.20 28.10.17 29.1.4 29.3.4）

e ・県薬会誌の発行（6回）

f ・広島県薬メールニュースの配信（18件）

g ・2017年版管理記録簿・自己点検表の作製・配布

h ・平成28年版広島県薬剤師会会員名簿の作成・配布

i ・㈱じほう取材「労務提供改善に関する取材」（28.7.1）

j ・㈱じほう取材「新会長インタビュー」（28.7.6）

k ・協会けんぽ向井広島支部長との対談（28.8.30）

l ・広島県薬局機能情報公開制度への対応

m ・中国新聞取材（29.3.29）

オ 「災害及び感染症対策」事業

a ・災害対策委員会（28.4.18 28.12.6）

b ・平成28年熊本地震への薬剤師派遣（28.4.18～28.5.22のべ28名）・モバイルファーマシーの出動

c ・市郡地区医師会 救急・災害医療担当理事緊急連絡協議会への出席（28.4.19 28.4.28）

d ・災害対策委員会・熊本地震活動報告会の開催（28.4.27）

e ・平成28年熊本地震災害時公衆衛生チーム活動報告会への参加（28.7.8）

f ・平成28年熊本地震への義援金（300,000円・日本薬剤師会）（28.7.12）

g ・中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会への出席（29.3.10）

カ 薬剤師無料職業紹介所事業

a ・求人・求職情報システムの促進（求人32件 薬学生求人7件 求職4件）

キ 日本薬剤師会との連携・推進

a ・日本薬剤師会第87回定時総会への出席（東京 28.6.25・26）

- b ・日本薬剤師会第88回臨時総会への出席（東京 29.3.11・12）
- c ・日本薬剤師会代議員中国ブロック会議への出席（鳥取 28.6.4・5 岡山 29.2.4・5）
- d ・日本薬剤師会都道府県会長協議会への出席
 (東京 28.5.11 東京 28.7.13 愛知 28.10.8 東京 29.1.18)
- e ・日本薬剤師会平成28年度薬局実務実習担当者全国会議への出席（東京 28.4.17）
- f ・平成28年度中国・四国薬剤師会会长会議への出席（岡山 28.9.10）
- g ・日本薬剤師会第49回学術大会への参加（愛知 28.10.9・10）
- h ・日本薬剤師会中国ブロック会議への出席（山口 28.11.12）
- i ・日本薬剤師会健康サポートのための多職種連携研修（仮称）に係る都道府県薬剤師会説明会への出席（28.5.22）
- j ・日本薬剤師会健康サポートのための薬剤師の対応研修（仮称）に係る都道府県薬剤師会説明会への出席（28.6.8）
- k ・日本薬剤師会健康サポート薬局全国担当者会議への出席（28.11.17）
- l ・日本薬剤師会新年賀詞交換会への出席（東京 29.1.18）
- m ・日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議への出席（東京 29.2.11）
- n ・日本薬剤師会学校薬剤師部会担当者全国会議への出席（東京 29.2.24）
- o ・日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議への出席（東京 29.3.16）
- p ・「津波防災の日・世界津波の日」への協力（28.11.5）
- q ・日本薬剤師会賠償責任保険への加入促進
- r ・日本薬剤師会個人情報漏洩保険への加入促進
- s ・日本薬剤師会共済部への加入促進
- t ・日本薬剤師会薬剤師年金制度への加入促進
- u ・日本薬剤師国民年金基金への加入促進
- v ・薬剤師ローン等の活用
- ク 国及び広島県との連携・推進
 - a ・あいサポート運動への協力
 - b ・平成28年度広島県アルコール健康障害対策連絡協議会への出席
 (28.7.25 28.8.19 28.11.16 29.1.17)
 - c ・平成28年度アルコール健康障害対策基本法研修会への参加（28.8.19）
 - d ・アルコール健康障害対策支援者スキルアップ研修（保険医療関係者向け）への参加
 (28.8.20)
 - e ・平成28年度アルコール関連問題啓発週間への協力（28.11.10～11.16）
 - f ・結核予防週間への協力（28.9.24～9.30）
 - g ・広島県医療審議会保健医療計画部会への出席（28.8.9 29.1.27 29.3.16）
 - h ・広島県医療審議会医療・介護需要量調査分析WGへの出席（28.10.14）
 - i ・医療審議会保健医療計画部会・高齢者対策総合推進会議医療
 ・介護需要量調査分析WGへの出席（29.2.10）
 - j ・広島県医療審議会への出席（28.5.23 29.3.24）
 - k ・平成28年度広島県医療安全推進協議会への出席（28.12.16）
 - l ・平成28年度医療安全セミナーへの参加（28.10.10）
 - m ・平成28年度医療安全研修会（28.2.9）
 - n ・医薬品等安全性情報報告制度への協力
 - o ・広島県エイズ対策推進委員会への出席（28.10.20）
 - p ・平成28年度世界エイズデーへの協力（28.12.1）
 - q ・平成28年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会（29.1.25）

- r ・広島県環境審議会温泉部会への出席（28.6.16～28.12.20）
- s ・平成28年度「がん検診へ行こうよ」推進会議への出席（28.4.14）
- t ・「がん検診へ行こうよ」in マツダスタジアム2016への参加（28.5.26）
- u ・がん予防及び結核予防普及啓発事業への協力
- v ・広島県がん対策推進委員会への出席（29.1.30）
- w ・広島県緩和ケア推進会議への出席（28.5.11～28.10.31）
- x ・広島県緩和ケア支援センター平成28年度地域在宅緩和ケア推進協議会への出席
（28.7.29～29.2.9）
- y ・広島県緩和ケア支援センター老人保健福祉月間フォーラム「住民と共に作る地域包括ケア」
への協力（28.10.15）
- z ・広島県緩和ケア支援センター平成28年度緩和ケア人材育成検討会への出席（28.11.30）
- A ・広島県結核予防推進プラン検討委員会への出席（28.10.19～29.2.1～29.3.27）
- B ・結核予防技術者研修会への出席・協力（広島 28.12.9 尾道 28.12.15）
- C ・第62回中国地区公衆衛生学会への協力（28.8.24・25）
- D ・高齢者の医療・介護・福祉に係る担当課長会議への出席（28.7.22）
- E ・高齢者対策総合推進会議への出席（28.7.11～29.3.24）
- F ・平成28年度老人の日・老人週間（28.9.15～21）
- G ・平成28年度自殺予防週間への協力（28.9.10～9.16）
- H ・第66回社会を明るくする運動広島県推進委員会への出席（28.5.19）
- I ・新型インフルエンザ等対策訓練への参加（28.12.13）
- J ・(公社)青少年育成広島県民会議定時総会への出席（28.6.15）
- K ・中国地方社会保険医療協議会総会への出席（28.5.24）
- L ・中国地方社会保険医療協議会広島部会への出席（28.4.26～28.5.26～28.6.28～28.7.26～28.8.25～28.9.27～28.10.25～28.11.28～28.12.27～29.1.26～29.2.24～29.3.28）
- M ・「健康日本21」「健康ひろしま21」運動への協力
- N ・健康ひろしま21推進協議会への出席（28.8.24）
- O ・広島県地域包括ケア推進センター運営協議会への出席（28.4.21）
- P ・広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議への出席
（28.6.2～28.11.15）
- Q ・広島県地域リハビリテーション等専門職派遣及び研修に係る調整会議への出席
（28.4.25～28.7.26）
- R ・広島県地域リハビリテーション等専門職研修会への参加・協力
（広島 28.9.9 福山 28.9.16）
- S ・平成28年度地域づくりによる介護予防推進支援研修会への出席（28.10.14～29.2.22）
- T ・広島県「農薬危害防止運動」への協力（28.6.1～8.31）
- U ・平成28年度広島県「みんなで減災」一斉地震防災訓練への参加・協力（28.11.4）
- V ・けんみん文化祭ひろしま'16への協力
- W ・広島県立美術館団体割引会員への協力
- X ・ひろしまヘルスケア推進ネットワーク平成28年度総会への出席（28.4.14）
- Y ・北方領土返還要求運動広島県民会議総会への出席（28.6.2）
- Z ・第33回北方領土返還要求広島県民大会への出席（28.8.25）
- (a) ・北方領土返還要求運動への啓発協力
- (b) ・平成28年度広島県合同輸血療法委員会への出席（28.6.25）
- (c) ・平成28年度広島県合同輸血療法研修会への出席（29.2.18）
- (d) ・市町等介護保険・高齢者保健福祉・在宅医療担当課長会議（29.3.21）

(e) ・ 平成28年度第1回広島県医療費適正化計画検討委員会への出席 (29. 3. 22)

(f) ・ 広島県国民健康保険運営協議会への出席 (28. 2. 1)

(g) ・ 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」への協力

ヶ 四師会での連携・推進

a ・ I P P NW日本支部 (J P P NW) 理事会・総会、広島県支部総会への出席 (28. 5. 14)

b ・ I P P NW日本支部への協力

c ・ 21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会への出席 (28. 6. 9 28. 9. 29)

d ・ 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムのための打合会 (28. 12. 26)

e ・ 21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムへの協力・参加 (29. 1. 21)

f ・ 平成28年度医療事故調査制度研修会－事故調査の実務－への参加 (28. 5. 28)

g ・ 医療事故調査等支援団体連絡協議会への出席 (28. 8. 3)

h ・ 広島県医師会第17回たばこと健康・広島フォーラムへの協力 (28. 6. 8)

i ・ 広島県医師会医療・介護人材の育成・確保対策WGへの出席 (28. 8. 8)

j ・ 第69回広島医学会総会総会議事への出席 (28. 11. 13)

k ・ 平成28年度「看護の日」広島県大会への出席 (28. 5. 14)

l ・ 第27回ジュノー記念祭への協力 (28. 6. 5)

m ・ 平成28年度広島県四師会役員連絡協議会への出席 (28. 9. 29)

n ・ 県民が安心して暮らせるための四師会協議会への出席 (28. 5. 16)

o ・ 第23回日本歯科医学会総会への協力 (28. 10. 21～10. 23)

p ・ 県民が安心して暮らせるための四師会協議会健康寿命延伸検討WGへの出席

(28. 12. 5 29. 3. 13)

q ・ 平成28年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会への出席

(28. 11. 22 29. 3. 21)

r ・ 平成29年広島県医師会新年互礼会 (29. 1. 9)

s ・ 広島県歯科医師会創立110周年記念式典及び創立110周年・新会館竣工記念祝賀会 (29. 2. 12)

t ・ 「広島がん高精度放射線治療センター (HIPRAC) 県民公開セミナー」への協力 (28. 7. 9)

u ・ 県民公開セミナー「ここまで来た！がん放射線治療」への協力 (29. 2. 12)

コ その他関係団体との連携・推進

a ・ 広島県病院薬剤師会の事業への協力

b ・ 広島県女性薬剤師会の事業への協力

c ・ 広島県学校薬剤師会の事業への協力

d ・ 広島県青年薬剤師会の事業への協力

e ・ 広島県行政薬剤師会の事業への協力

f ・ 平成28年度全国学校保健・安全研究大会・第66回全国学校薬剤師大会への参加

(札幌 28. 10. 27・28)

g ・ 第6回学校環境衛生研究協議会への協力 (広島 投出金・分担金¥461, 511)

h ・ 子育て応援団すこやか2016打合会 (28. 4. 11)

i ・ 子育て応援団すこやか2016への参加・協力 (広島 28. 5. 21・22)

j ・ 子育て応援団すこやか2016第2回けんこうサポートゾーン調整会議への出席 (28. 8. 23)

k ・ 子育て応援団すこやか2017けんこうサポートゾーン調整会議への出席 (29. 3. 8)

l ・ 広島キッズシティ2016打合会 (28. 7. 28)

m ・ 広島キッズシティ2016への参加 (28. 8. 27・28・参加者234名)

n ・ ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会への出席 (28. 4. 20 28. 7. 29)

o ・ ピンクリボンdeカープボランティア選考会 (28. 4. 20)

p ・ ピンクリボンdeカープ打合会 (28. 4. 26)

- q ・ ピンクリボンdeカーブ（対D e N A 戦）への参加・協力 (28. 5. 8)
- r ・ ピンクリボングッズの販売協力 (28. 11. 20)
- s ・ 第117回日本医史学会総会・学術大会への協力 (28. 5. 21)
- t ・ 第21回日本緩和医療学会学術大会への協力 (京都 28. 6. 17・18)
- u ・ 平成28年度病院診療所薬剤師研修会への協力 (広島会場 28. 7. 9.. 10)
- v ・ (公財)広島県地域保健医療推進機構評議員会への出席 (書面評議員会) (28. 7. 12 29. 3. 27)
- w ・ ヒロシマ薬剤師研修会への協力 (28. 7. 17)
- x ・ 平成28年度在宅訪問栄養ケア推進委員会への出席 (28. 7. 25 28. 11. 16 29. 3. 15)
- y ・ 広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式への出席 (28. 8. 6)
- z ・ 第42回広島県国保診療施設地域医療学会への出席 (28. 8. 27)
- A ・ 第55回広島県身体障害者福祉大会への協力 (28. 9. 7)
- B ・ 日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学会 (28. 9. 23)
- C ・ 「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」拠出金の徴収等への協力
- D ・ シンポジウム「専門・認定薬剤師制度の現状と課題」への協力 (29. 10. 26)
- E ・ 第5回先端的がん薬物療法研究会への出席 (29. 1. 8)
- F ・ 第16回ケアマネジメント広島大会への協力 (29. 2. 11)
- G ・ 県民公開セミナー「ここまで来た！がん放射線治療」への協力 (29. 3. 12)
- H ・ 平成28年度感染症講習会への協力 (29. 3. 1 3. 6)
- I ・ 第12回日本医学シミュレーション学会学術集会への協力 (29. 3. 18・19)
- J ・ 全国公益法人協会中国地区2月期公益・一般法人定例講座への参加 (29. 2. 8)
- K ・ ジカウイルス感染症等の海外感染症対策講習会への協力
- サ 本会の後援・共催・賛同した事業
 - a ・ わんぱく大作戦 (28. 4. 1~29. 3. 31)
 - b ・ 広島市歯科医師会市民公開講座 (28. 4. 2)
 - c ・ 広島大学霞管弦楽団2016 Spring Concert (28. 4. 10)
 - d ・ 平成28年度「看護の日」広島県大会 (28. 5. 14)
 - e ・ 子育て応援団すこやか2016 (28. 5. 21・22)
 - f ・ 平成28年度第1回広島県歯科医師会学術講演会 (28. 5. 22)
 - g ・ 薬剤師あゆみの会第15回新人薬剤師合宿研修会 (大阪 28. 5. 26~5. 29)
 - h ・ 平成28年度広島県農薬危害防止運動 (28. 6. 1~8. 31)
 - i ・ 第27回ジュノー記念祭 (28. 6. 5)
 - j ・ 公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部第35回大会 (28. 6. 18)
 - k ・ 平成28年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (28. 6. 20~7. 19)
 - l ・ 福祉用具展示会&セミナーin広島2016 (28. 7. 15・16)
 - m ・ ヒロシマ薬剤師研修会 (28. 7. 17)
 - n ・ 全国地域リハビリテーション合同研修大会広島2016 (28. 7. 23・24)
 - o ・ 平成28年度赤十字血液シンポジウム (28. 7. 30)
 - p ・ 第4回Neurosurgery Update in Hiroshima (28. 8. 11)
 - q ・ 平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター継続研修 (28. 8. 27 28. 9. 10 28. 10. 2)
 - r ・ 平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座 (28. 10. 8 28. 10. 15 28. 10. 22 28. 10. 29)
 - s ・ 平成28年度老人保健福祉月間 (28. 9. 1~9. 30)
 - t ・ 平成28年度がん征圧月間 (28. 9. 1~9. 30)
 - u ・ 「自然災害に強い広島を目指して」社名連合廣告企画 (28. 9. 1)
 - v ・ 平成28年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会 (28. 9. 8)

- w ・オレンジリング・イベント 世界アルツハイマーデー祈念講演会in呉 (28. 9. 10)
- x ・緩和ケア支援センター平成28年度在宅緩和ケア講演会 (28. 9. 10)
- y ・リレー・フォー・ライフ・ジャパン2016広島 (尾道 28. 9. 18・19)
- z ・第5回リカバリー・パレード「回復の祭典」 inヒロシマ (28. 9. 19)
- A ・日本臨床腫瘍学会スタートアップセミナー2016 (28. 10. 2)
- B ・福山大学薬学部卒後教育研修会 (28. 10. 8)
- C ・平成28年度広島県臨床研究・C R C研修会 (28. 10. 15)
- D ・老人保健福祉月間フォーラム (28. 10. 15)
- E ・くすりと健康の「やく薬フェスタ」 (28. 10. 23)
- F ・第8回在宅セミナー～薬剤師介入によるポリファーマシーの解消～ (東京 28. 11. 3)
- G ・第14回高齢者・障がい者権利擁護の集い (28. 11. 4)
- H ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会 (28. 11. 9)
- I ・第57回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～ (三次 28. 11. 11)
- J ・広島市安芸保険センター乳がん予防講演 (28. 11. 25)
- K ・ペーキンソン病フォーラムin広島 (28. 11. 26)
- L ・「新人フォローアップ研修会」「O T Cセミナー」 (大阪 28. 11. 26・27)
- M ・第33回広島県薬事衛生大会 (28. 12. 1)
- N ・平成28年度認知症専門職研修会 (大竹 28. 12. 1)
- O ・肺がん教室ワークショップ2016in広島 (28. 12. 3)
- P ・医療関連感染セミナー2016in中国Ⅱ (28. 12. 3)
- Q ・肺臓がん撲滅チャリティーイベント (28. 12. 4)
- R ・第21回広島県理学療法士学会 (福山 28. 12. 4)
- S ・第4回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会 (28. 12. 11)
- T ・第5回先端的がん薬物療法研究会 (29. 1. 8)
- U ・平成28年度広島県合同輸血療法研修会 (29. 2. 18)
- V ・第6回学校環境衛生研究協議会 (29. 2. 19)
- W ・第12回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会 (29. 3. 18)
- X ・平成28年度健康づくりポスター募集
- シ 薬剤師会館移転の検討及び対応
 - a ・会館建設業者との打合せ (28. 4. 1)
 - b ・㈱あい設計とのミーティング (28. 4. 19)
 - c ・広島市都市整備局訪問 (28. 4. 27)
 - d ・㈱ライフアシスト社訪問 (28. 6. 8 28. 9. 8 28. 10. 27)
 - e ・㈱あい設計との協議 (28. 6. 20 28. 8. 31)
 - f ・会館建設特別委員会 (28. 7. 14 28. 8. 10 28. 8. 22 28. 9. 8 28. 9. 23 28. 9. 30 28. 10. 6
28. 10. 14 28. 10. 21 28. 10. 27 28. 11. 4 28. 11. 29 28. 12. 14 29. 1. 17 29. 2. 14)
 - g ・会館建設特別委員会事前打合せ (28. 8. 2 28. 11. 14)
 - h ・大和ハウス工業㈱との協議 (28. 8. 8)
 - i ・㈱あい設計との面談 (28. 8. 22)
 - j ・新会館建設に係わる協議 (28. 9. 15)
 - k ・広島県歯科医師会との協議 (28. 10. 4)
 - l ・二葉の里地区、広島駅地区、球場地区第4回エリアマネジメント合同準備会議への出席
(28. 10. 28)
 - m ・エリアマネジメント調整会議事前協議 (28. 12. 6)
 - n ・平成28年度新会館内薬局設置検討WG委員会 (29. 1. 16 29. 2. 24)

- 第24回広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議への出席 (29.3.13)

2 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応状況報告

(1) 保険薬局部会事業

ア 保険薬局への講座

イ 緩和ケア薬剤師の育成

- a ◦ 平成28年度緩和ケア薬剤師研修への協力 (28.9.25 28.10.2)

- b ◦ 平成28年度緩和ケアフォローアップ研修への協力 (28.11.6)

ウ HMネット事業への参画

- a ◦ HMネットに関する検討委員会の開催 (28.8.3)

- b ◦ HMネットに関する検討委員会（実務打合会）への出席 (28.10.11)

- c ◦ HMネットに関する検討委員会（リンク付けサーバー小WG）の開催 (28.10.13)

- d ◦ HMネットに関する検討委員会（リンク付けサーバー小WG）への出席 (28.12.2)

- e ◦ ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）ワーキンググループの開催 (29.1.31)

- f ◦ モバイルファーマシーを利用したHMネットカード発行イベントへの協力 (29.3.19)

エ 抗HIV薬服薬指導薬剤師の育成

(2) その他の事業

ア 院外処方箋への適切対応の推進

- a ◦ 保険薬局ニュース（会誌各号）と保険薬局ニュース速報の発行 (FAX20回)

- b ◦ 調剤報酬に関する質疑、応答

- c ◦ 「保険薬局業務指針」等関係書籍の整備、斡旋

- d ◦ 医療保険委員会（保険薬局部会）担当者会議の開催 (28.12.13 29.2.17)

- e ◦ 広域病院の院外処方せんに関する協議と資料の提供

- f ◦ 医薬品の適正使用の推進

- g ◦ 応需薬局地図の作成

- h ◦ 医薬分業支援組織整備

- i ◦ 備蓄検索システムの整備

- j ◦ 県民へのかかりつけ薬局理解のための広報

- k ◦ 県民への医薬分業啓発

- l ◦ 「くすりと健康相談窓口」等に於いての医薬分業PR支援

- m ◦ 全国健康保険協会多重受診者対策検討会への対応 (28.4.18 28.5.23 28.6.20 28.7.25
28.7.25 28.8.22 28.9.30 28.10.24 28.11.30 28.12.26 29.1.24 29.2.20 29.3.27)

- n ◦ 全国健康保険協会多重受診者宅訪問聞き取りへの協力 (28.8.18 28.11.8 28.11.11
28.11.25 28.12.2 28.12.9 29.2.18)

- o ◦ 全国健康保険協会平成28年度社会保険事務説明会への講師派遣 (福山・三次28.6.3

広島・東広島・三次28.6.7 広島・福山・三原・三次28.6.8 竹原・尾道28.6.9

廿日市・福山28.6.10)

- p ◦ 保険指導薬剤師への対応

- q ◦ 平成28年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会 (28.9.29)

- r ◦ 全国健康保険協会ジェネリック医薬品啓発リーフレット作成への協力

イ 休日夜間対応

- a ◦ 休日・夜間診療、小児救急等に係る助成

ウ 調剤報酬請求の審査支払業務

- a ・調剤報酬審査支払機関への対応
- b ・社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会への出席（28.4.8 28.5.13 28.6.10
28.8.19 28.9.9 28.11.11 28.12.9 29.1.13 29.2.10 29.3.10）
- エ 立会人の派遣
 - a ・平成28年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会の開催（中国四国厚生局・広島県・本会
28.5.18）
 - b ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導に立会
(平成28年7月～平成28年12月 38件)
 - c ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導に立会
(平成28年7月～平成28年2月 58件)
 - d ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導に立会
(平成28年10月 114件)
 - e ・中国四国厚生局監査に立会（平成28年10月14日1件、12月2日1件、2月2日1件、2月3日1件）
- オ 在宅医療と地域包括ケアシステムへの対応
 - a ・在宅介護相談事業の支援
 - b ・在宅医療への参画推進
 - c ・薬務課との共同事業・在宅医療普及啓発用チラシ作成への協力
- カ リスクマネジメント等への対応
 - a ・医薬品安全性情報収集活動に協力
 - b ・DEM事業への協力
- キ その他
 - a ・日本薬剤師会医薬分業指導者協議会への出席（東京 29.2.3）
 - b ・日本薬剤師会平成28年度社会保険指導者研修会への出席（東京 29.3.23）
- ク 各種印刷出版物等
 - a ・薬の基礎知識
 - b ・薬との上手なつきあい方－高齢者とくすり－
 - c ・薬の正しい使い方
 - d ・調剤事故発生時の対応マニュアル
 - e ・調剤事故発生時の再確認
 - f ・お薬手帳及びお薬手帳啓発（注意事項）シールの作製
 - g ・保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応看板
 - h ・保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応シール
 - i ・訪問薬剤管理指導業務PRリーフレット
 - j ・「持とう！お薬手帳」PRチラシ
 - k ・「薬と健康の週間」における全国統一事業に係るポスター・チラシ
 - l ・平成28年度版お薬手帳啓発ポスター
 - m ・平成28年度版お薬手帳啓発チラシ

3 薬剤師の生涯教育及び養成計画

(1) 薬学教育機関等との関係強化

ア 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関事務局の受け入れ

- イ 薬局実務実習受け入れ実行委員会（28.7.26）
ウ 6年制薬局実務実習受け入れ説明会の開催（呉 28.4.13 広島 28.4.20 福山 28.4.21）
エ 病院・薬局実習中国・四国地区調整機構会議への出席
（岡山 28.4.19 岡山 28.7.22 岡山 28.11.22 岡山 29.2.21）
オ 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議への出席
（岡山 29.3.18）
カ 平成28年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
（広島 28.5.29・講座アオ53名 イウ51名 福山 29.1.9・講座アオ21名 イウ21名）
キ 認定実務実習指導薬剤師養成WSタスクフォースのためのワークショップ（薬学教育者ワーク
ショップ）中国・四国への参加（岡山 28.7.31 岡山 29.1.8・9 福山 29.2.11・12）
ク 平成28年度認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会の開催
（福山 28.8.24・12名 広島29.3.5・29名）
ケ 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議への出席（岡山 28.11.5）
コ 広島大学薬学部実務実習事前学習への講師派遣（28.10.27 28.11.10）
サ 福山大学O S C Eへの協力（福山 28.12.4）
シ 安田女子大学薬学部実務実習成果報告会への参加（28.4.17）
ス 安田女子大学O S C Eへの協力（広島 28.12.4）
セ 広島大学O S C Eへの協力（広島 28.12.11）
ソ 広島国際大学O S C Eへの協力（呉 28.12.18）
タ 薬局実習の受け入れ（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
チ 早期体験学習への協力（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
ツ 県外薬学部学生実務研修への協力
テ 薬局が実習を行っている旨等を示すポスター・薬学生実務実習受入施設証の配布
（28.5・185件）
ト 薬局実務実習への協力（検査センター・薬事情報センター施設見学）
ナ 広島国際大学入学宣誓式への出席（28.4.3）
ニ 広島大学薬学部薬学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研
究科卒業・修了記念パーティーへの出席（29.3.12）
ヌ 広島国際大学第16回学位記・修了証書授与式への出席（29.3.15）
(2) 第36回広島県薬剤師会学術大会の開催（福山 28.11.20・参加者185名）
○ 口頭発表 15題
○ シンポジウム テーマ「熊本地震災害支援から学ぶ—災害時に薬剤師に求められるものー」
基調講演 1題 報告 4題
○ モバイルファーマシー展示
ア 広島県薬剤師会学術大会実行委員会（28.5.23 28.10.17 28.11.9）
イ 広島県薬剤師会学術大会出展打合会（28.9.29）
(3) 広島県薬剤師研修協議会への協力
ア 広島県薬剤師研修協議会への協力（28.4.27 28.8.26 29.2.22）
イ 生涯学習推進WG（28.8.29 28.10.18）
ウ (公財)日本薬剤師研修センターの運営への協力
エ 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力（1,914名）
オ 日本薬剤師会生涯学習支援システム（J P A L S）への推進・協力
カ 新薬剤師研修会の開催（28.6.12・参加者70名）
キ 平成28年度全国薬剤師研修協議会連絡会議への出席（名古屋 28.10.9）
ク 研修カレンダーの運営

(4) その他事業

- ア 日本薬剤師会学術大会への参加

 - a ・ 日本薬剤師会第49回学術大会への参加（愛知 28.10.9・10・参加者73名）

イ 広島県地域保健対策協議会への参画

 - a ・ 広島県地域保健対策協議会への協力
 - b ・ A C P 普及啓発モデル事業報告会「だれでも、かんたん、A C P」への協力（28.5.29）
 - c ・ 広島県地域保健対策協議会定例理事会への出席（28.8.1 29.3.10）
 - d ・ 地対協WG（28.8.2 28.10.5 29.1.27）
 - e ・ 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会への出席
（28.9.9 28.10.26 29.3.29）
 - f ・ 健康食品の利用実態に関するアンケート調査への協力
 - g ・ 広島県地域保健対策協議会第1回医療・介護連携推進専門委員会への出席（29.2.9）
 - h ・ 平成28年度広島県県圏域保健対策協議会研修会への出席（廿日市 29.2.5）
 - i ・ 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会「健康づくり支援に関する講演会」研修会への出席（29.2.16）
 - j ・ 「在宅医療・介護連携推進事業」の円滑な実施に向けた行政と医師会等の連携セミナーへの参加（29.1.19）

ウ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加

 - a ・ 日本薬学会中国四国支部平成28年度役員第2回会への出席（岡山 28.11.5）
 - b ・ 日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議への出席（岡山 28.11.5）
 - c ・ 第55回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力・参加
（岡山 28.11.5・6・参加者7名）

4 薬事情報センターの事業

(1) 薬事情報センタ一定例研修会等

- ## ア 薬事情報センター定例研修会の開催 11回 (1,056名)

(2) 薬局実務実習への協力

- ## ア 施設見学の受け入れ

(28.5.24-27 28.9.13・14 28.9.16 28.9.27・28 29.1.25・26、学生112名、指導薬剤師13名)

(3) 講演活動及び広島県薬剤師会会員の講演活動支援

- #### ア 薬の適正使用、ドーピング防止等に関する研修会における講演活動

- a · ASTC アジアトライアスロン選手権・ドーピング防止研修会&スタッフ説明会
(廿日市 28.4.10)

- b 三原薬剤師会薬局実務実習生への講義（三原 28.6.15~28.10.12）

- c 安佐薬剤師会薬局実務実習生への講義（広島 28.7.7-28.11.2）

- 第36回広島県薬剤師会学術大会（福山 28.11.20）

- e · 平成28年度薬剤師認知症対応力向上研修（広島 28.11.26）

- 平成28年度広島県トレーナー協会認定スポーツトレーナー養成講習会（広島 28.11.27）

イ 会員の各種研修会における講演活動のための資料収集・資料作成

- a · 資料收集 8件

- b・資料作成 4件

(4) 相談・助言に係わる事業

- ## ア 質疑応答業務

- a・電話による情報提供 504件

b	・FAX送信	55件
イ	お薬相談電話	
a	・情報提供件数	1,247件
b	・電話受信件数	879件
ウ	広島中毒119番	
a	・電話による情報提供	103件
b	・留守番電話	4件
エ	アンチ・ドーピングホットライン	
a	・情報提供件数	71件

(5) その他事業

- ア 薬事関連情報の収集、ウェブサイトによる情報提供
- イ 広島県薬剤師会備蓄検索システムにおける医薬品情報メンテナンス
- ウ 情報誌の発刊・寄稿
- a ・ D.I. News (ヒロシマ) 発刊 4回 (vol. 44 No. 2-4 vol. 45 No. 1)
- エ 広島県薬剤師会モバイルDI室事業
- オ 薬事情報センター委員会 2回
- カ 薬事情報センター機能強化等のための検討会 1回
- キ 広島県薬剤師会モバイルDI室事業打合せ会 1回
- ク 関係団体への協力
- a ・ 日本薬剤師会
　　　Bunsaku文献データベースの作成、モバイルDI室事業、都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携、他
- b ・ 広島県病院薬剤師会
　　　医薬品情報委員会への委員派遣 3回
- c ・ (公財) 日本アンチ・ドーピング機構(JADA)
　　　広島県におけるアンチ・ドーピングホットラインおよび広島県薬剤師会アンチ・ドーピング活動事務局の設置
- d ・ ASTCアジアトライアスロン選手権廿日市市実行委員会
　　　ASTCアジアトライアスロン選手権2016/廿日市 (28. 4. 29~5. 1開催) におけるアンチ・ドーピング活動 (廿日市市 28. 4. 27~4. 30)
- ケ 研修
- a ・ 平成28年度感染症・疾病管理センター研修会（結核研修コース）への出席
　　　(広島 28. 6. 29 28. 7. 29 28. 8. 31)
- b ・ 平成28年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会への出席 (東京 29. 3. 3)
- コ 広報活動（相談窓口のご案内）
- a ・ 薬事情報センター
　　　・福山市：ウェブサイト「ふくやま子育てe-支援情報」
- b ・ 広島中毒119番
　　　・広島県：「広島県ウェブサイト（相談窓口）」
　　　　「平成29年版広島県民手帳（広島県統計協会）」
　　　・広島市：「母子健康手帳」
　　　　「乳幼児健診配布用パンフレット（すくすく、のびのび、わくわく）」
　　　　「乳幼児と保護者のための子育て支援情報」
　　　　「あんしん子育てサポートブック」
　　　　「ひろしま市民と市政」(28. 12. 15)

「広島市あんしん子育てサポートサイト ひろまる」

- ・(公財) ひろしまこども夢財団:

「イクちゃん子育てガイド2017年度版」

「ウェブサイト 広島県の子育てポータル イクちゃんネット」

- ・東広島市:「母子健康手帳別冊受診券セット」「子育てパンフレットすくすく」

- ・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2016」

- ・府中市:「母子健康手帳別冊」

- ・府中町:「母子健康手帳別冊」

- ・広島リビング新聞社:「リビングひろしま」(28.12.10)

c お薬相談電話

- ・広島県:「広島県ウェブサイト(相談窓口)」

「平成29年版広島県民手帳(広島県統計協会)」

- ・広島市:「広島市ウェブサイト(よくある質問と回答)」

「特定健康診査PRチラシ」

- ・(公財) ひろしまこども夢財団:「イクちゃん子育てガイド2017年度版」

- ・福山市:「あんしん子育て応援ガイド2016」

- ・広島県後期高齢者医療広域連合:ジェネリック医薬品希望カード

- ・広島県国民健康保険団体連合会:ジェネリック医薬品お願いカード

- ・(株) 中国新聞社:中国新聞(広告)(28.8.20 28.10.17)

- ・広島リビング新聞社:「リビングひろしま」(28.12.10)

- ・(一財) 日本医薬情報センター:医療用日本医薬品集 2017

- ・(株) じほう:日本医薬品集 医療薬 2017、日本医薬品集 一般薬 2017-2018

d アンチ・ドーピングホットライン

- ・(公財) 日本アンチ・ドーピング機構(JADA):ウェブサイト「薬について問い合わせ」

5 その他事業

- (1) 自動体外式除細動器(AED)の設置(広島県薬剤師会館1階)
- (2) 福利厚生事業の推進
- (3) 夏季の省エネルギー対策の実施(28.5.1~9.30)
- (4) 故渡邊徹先生を偲ぶ会への出席(28.5.11)
- (5) 広島テレビ放送新社屋新築工事起工式・広島二葉の里プロジェクト起工式への出席(28.8.31)
- (6) 日本中毒情報センター創立30周年記念式典・祝宴への出席(東京 28.9.16)
- (7) エネコム広島ICTセンター開所式への出席(28.11.29)
- (8) 平成28年度薬祖神大祭の開催(28.12.1)
- (9) 平成29年薬事関係者新年互礼会の開催(29.1.12)
- (10) 配布したもの
 - ア 後期高齢者医療制度「被保険者証」更新のお知らせポスターの配付
 - イ がん検診啓発ポスター・チラシの配付
 - ウ セルフメディケーションハンドブック2016小冊子の配付
 - エ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会チラシの配付
 - オ 「広島県不妊検査費助成事業」及び妊活応援フォーラム「夫婦で考える不妊治療」周知用リーフレットの配付
 - カ 平成28年度「薬と健康の週間」ポスターの配付
 - キ 平成28年度「薬と健康の週間」リーフレットの配付
 - ク 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ポスターの配付

- ケ 平成28年度内閣府「自殺予防週間」ポスターの配布
- コ 選んでくださいあなたのかかりつけ薬局に。ポスター・チラシの配付
- サ 減らそう犯罪運動事業（広島県警察）への協力
- シ 「地域の薬剤師にご相談ください」在宅啓発チラシの配付
- ス お薬手帳を毎回お持ちくださいチラシ配付
- セ ジェネリック医薬品を使ってみませんか？配付
- ソ ご注意ください！健康食品でも、飲み合わせがあるんですポスター配付
- タ かかりつけ薬剤師に関する記事が新聞に掲載されましたチラシ配付
- チ 平成28年度内閣府「自殺対策強化月間」ポスター配布

報告第2号

平成28年度 事業報告（検査） (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

() 内は前年度

1 水質検査

(1) 飲料水検査

ア 一般家庭、飲食店等の水質検査	1,035件(1,044件)
イ 学校水飲み場等における水質検査	424件(449件)
ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）に係る水質検査	49件(53件)

(2) プール水質検査

ア 学校プールの水質検査	733件(737件)
イ 遊泳用プールの水質検査	7件(5件)

(3) その他

ア 排水の水質検査	102件(100件)
イ 浴槽水の水質検査	11件(22件)
ウ 毒物及び劇物に係る水質検査	1件(1件)

2 衛生検査

(1) 腸内細菌検査

ア 赤痢菌・サルモネラ菌	1,627件(1,414件)
イ 腸管出血性大腸菌O-157	987件(902件)
ウ 寄生虫卵検査	488件(5,496件)

(2) 尿検査

ア 幼稚園、小学校、中学校等の児童生徒及び教職員の尿検査	22,220件(17,544件)
------------------------------	------------------

3 医薬品検査

(1) 広島県健康福祉局薬務課及び自治体からの委託検査

ア 医薬品（後発医薬品を含む）の検査	
a ・成分定量試験	51件(58件)
b ・崩壊試験	31件(38件)
イ 無承認無許可医薬品等の検査	
a ・成分定性試験	17件(17件)

(2) 薬局及び民間業者からの依頼検査

ア 医薬品原料及び資材の検査	
a ・日本薬局方による試験	6件(6件)
b ・薬局方外医薬品規格による試験	3件(3件)
c ・医薬品添加物規格による試験	5件(4件)
d ・社内規格試験	11件(9件)
e ・化粧品の純度試験	0件(1件)

4 家庭用品検査

- (1) 衣類等

ア 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に該当する品目を対象とした
ホルムアルデヒド及び有機水銀の検査

　a ・ ホルムアルデヒド 54件(57件)
　b ・ 有機水銀 3件(5件)

(2) 洗剤

ア 成分定量試験 3件(0件)
イ 容器に係る試験 3件(0件)

5 化學物質空氣検査

- (1) 学校教室等
ア 幼稚園、小学校、中学校等における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査
26件(25件)

6 その他、必要と認められる事業

報告第3号

平成28年度 事業報告（会館）
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

広島県薬剤師会会館及び関連施設の運営管理

会館使用件数（他団体） 165件

報告第4号

平成28年度 事業報告（共益）
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

図書、印刷物等の斡旋販売

報告第5号

新会館の進捗状況について

報告第6号

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則の 一部改正について

平成29年3月9日付けで選挙管理委員会委員長から提出された意見書に基づき、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則を別紙のとおり改正する。

- 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則（別紙）
- 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則新旧対照表（参考）
- 広島県薬剤師会代議員選挙制度の改善に関する意見書（参考）

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。

(選挙区)

第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。

(定数)

第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。

2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。

3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。

4 定款第12条第7項に定める補欠の代議員の定数は各選挙区1名とし、代議員数が10名を超える選挙区では、10名を超える毎に1名を補欠の代議員の定数に追加する。

5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによれない場合は、本人又は代理人によるくじ引きにより決定する。

6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。

(選挙の管理)

第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

第2章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期

日を告示する。ただし、任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）においては、会長が補欠の代議員選挙の実施及び選挙期日を定め、告示をすることができる。この場合、会長は選挙の告示後最初に開かれる理事会においてその内容を報告しなければならない。

- 2 前項の告示は、代議員選挙の 60 日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。
- 3 臨時の補欠選挙においては、前項の「60 日前までに」は「30 日前までに」と読み替える。

（選挙人及び選挙人名簿）

第7条 代議員選挙の選挙人は、選挙告示日の前日までに入会の承認を受けた正会員とする。

- 2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

第3章 立候補の届出

（被選挙人の資格及び立候補の届出）

第8条 代議員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として在籍している者とする。
 - (2) 立候補者は、選挙期日の 30 日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部をその属する地域・職域薬剤師会に提出しなければならない。ただし、臨時の補欠選挙においては、20 日前までとする。
 - (3) 地域・職域薬剤師会は、前項の届出書類を受理したときは、選挙期日の 25 日前までに当該届出書類を選挙管理委員会に送致しなければならない。ただし、臨時の補欠選挙においては、15 日前までとする。
 - (4) 前項の送致を郵送で行う場合は、締切日必着とする。
- 2 選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する地域・職域薬剤師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。
 - 3 選挙管理委員会は、立候補届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成するとともに、ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。

（立候補の辞退）

第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日必着とする。

（立候補者等の責務）

第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第4章 選挙

(選挙の方法)

第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。
- 3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日必着とする。

(投票の方法)

第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数の者を郵便投票により選任する。

- 2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。
- 4 第2項の郵便による投票は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。
- 5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(開票立会人)

第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。

(開票管理人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの
 - (2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの
- 2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

- 2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。
- 3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。
- 4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候

補者に書面をもって通知する。

- 2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。

(選挙録の作成及び保存)

第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第 20 条 定款第 12 条第 7 項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。

- 2 代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補は認めない。

第 5 章 補 則

(細則の制定及び改廃)

第 21 条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 27 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 13 日に一部改正（別段）し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（別段）

最初の代議員選挙においては、第 6 条第 2 項の「60 日」を「45 日」に、第 8 条（2）の「30 日」を「25 日」に、同（3）の「25 日」を「20 日」にする。

附 則

この細則は、平成 28 年 3 月 10 日に一部改正し、平成 27 年 12 月 14 日から適用する。

附 則

この細則で「必着」とは、当日の午後 5 時までに到着することをいう。

- 2 この細則は、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

代議員選挙区

地 域	職 域
広島市薬剤師会	広島県行政薬剤師会
安佐薬剤師会	
安芸薬剤師会	
広島佐伯薬剤師会	
大竹市薬剤師会	
廿日市市薬剤師会	
東広島薬剤師会	
呉市薬剤師会	
竹原薬剤師会	
福山市薬剤師会	
三原薬剤師会	
尾道薬剤師会	
因島薬剤師会	
三次薬剤師会	

参考

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則新旧対照表

	改正前	改正案
第1章 総 則	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(選挙区)</p> <p>第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。</p> <p>2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。</p> <p>3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(選挙区)</p> <p>第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。</p> <p>2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。</p> <p>3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。</p> <p><u>4 定款第12条第7項に定める補欠の代議員の定数は各選挙区1名とし、代議員数が10名を超える選挙区では、10名を超える毎に1名を補欠の代議員の定数に追加する。</u></p>

	<p><u>5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによれない場合は、本人又は代理人によるくじ引きにより決定する。</u></p> <p><u>6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。</u></p> <p>(選挙の管理)</p> <p>第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。</p> <p>(選挙管理委員会の業務)</p> <p>第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選挙人名簿の管理 (2) 立候補の受付及び資格審査 (3) 立候補者の公示 (4) 投票及び開票の管理 (5) 投票の有効又は無効の判定 (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成 (7) その他代議員選挙に必要な事項 <p>第2章 選挙の告示及び選挙人名簿 (選挙の告示)</p> <p>第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期日を告示する。</p> <p>2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。</p>	<p><u>5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによれない場合は、本人又は代理人によるくじ引きにより決定する。</u></p> <p><u>6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。</u></p> <p>(選挙の管理)</p> <p>第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする</p> <p>(選挙管理委員会の業務)</p> <p>第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 選挙人名簿の管理 (2) 立候補の受付及び資格審査 (3) 立候補者の公示 (4) 投票及び開票の管理 (5) 投票の有効又は無効の判定 (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成 (7) その他代議員選挙に必要な事項 <p>第2章 選挙の告示及び選挙人名簿 (選挙の告示)</p> <p>第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期日を告示する。<u>ただし、任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）においては、会長が補欠の代議員選挙の実施及び選挙期日を定め、告示をすることができる。</u> <u>この場合、会長は選挙の告示後最初に開かれる理事会においてその内容を報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。</p>
--	--	---

	<p>(選挙人及び選挙人名簿)</p> <p>第7条 代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙期日の60日前までに入会の承認を受けた会員でなければならない。</p> <p>2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。</p>	<p>3 臨時の補欠選挙においては、前項の「60日前までに」は「30日前までに」と読み替える。</p> <p>(選挙人及び選挙人名簿)</p> <p>第7条 代議員選挙の選挙人は、<u>選挙告示日の前日までに</u>入会の承認を受けた正会員とする。</p> <p>2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。</p>
--	---	---

	<p>3 選挙管理委員会は、立候補の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。</p>	<p>3 選挙管理委員会は、<u>立候補届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成するとともに、ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。</u></p>
	<p>(立候補の辞退)</p> <p>第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。</p>	<p>(立候補の辞退)</p> <p>第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、<u>締切日必着とする。</u></p>
	<p>(立候補者等の責務)</p> <p>第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。</p>	<p>(立候補者等の責務)</p> <p>第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。</p>
	<p style="text-align: center;">第4章 選 挙</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。</p> <p>2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。</p> <p>3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日の消印は有効とする。代議員選挙の期日以降の消印は無効とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 選 挙</p> <p>(選挙の方法)</p> <p>第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。</p> <p>2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。</p> <p>3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、<u>代議員選挙期日必着とする。</u></p>
	<p>(投票の方法)</p> <p>第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数の者を郵便投票により選任する。</p> <p>2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。</p> <p>3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。</p>	<p>(投票の方法)</p> <p>第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数の者を郵便投票により選任する。</p> <p>2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。</p> <p>3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。</p>

	<p>4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。</p> <p>5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。</p> <p>(開票立会人)</p> <p>第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人にすることはできない。</p> <p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人になることはできない。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの (2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの <p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p> <p>(開票)</p> <p>第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。</p> <p>2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。</p> <p>3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。</p> <p>4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。</p>	<p>4 第2項の<u>郵便による投票は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。</u></p> <p>5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。</p> <p>(開票立会人)</p> <p>第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ<u>立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。</u>ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。</p> <p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ<u>立候補者以外の正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。</u>ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの (2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの <p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p> <p>(開票)</p> <p>第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。</p> <p>2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。</p> <p>3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。</p> <p>4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。</p>
--	---	---

<p>(当選者の決定と報告) 第 17 条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第 12 条第 5 項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。</p> <p>(選挙結果の告示) 第 18 条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候補者に書面をもって通知する。 2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。</p> <p>(選挙録の作成及び保存) 第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(補欠の代議員の選挙) 第 20 条 定款第 12 条第 7 項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 補 則 (細則の制定及び改廃) 第 21 条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。</p>	<p>(当選者の決定と報告) 第 17 条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第 12 条第 5 項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。</p> <p>(選挙結果の告示) 第 18 条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候補者に書面をもって通知する。 2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。</p> <p>(選挙録の作成及び保存) 第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(補欠の代議員の選挙) 第 20 条 定款第 12 条第 7 項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。 <u>2 代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補は認めない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 補 則 (細則の制定及び改廃) 第 21 条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 この細則で「必着」とは、当日の午後 5 時までに到着することをいう。 2 この細則は、平成 29 年 5 月 27 日から施行する。</p>
---	---

参考

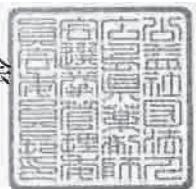
平成29年3月9日

広島県薬剤師会

会長 豊見雅文様

広島県薬剤師会選挙管理委員会

委員長 荒川隆之



広島県薬剤師会代議員選挙制度に関する意見書

広島県薬剤師会選挙管理委員会において、本年度実施した補欠の代議員選挙の実施結果を検討した結果、別紙のとおり改善すべきとの意見が集約されたので、意見書として提出します。



広島県薬剤師会代議員選挙制度の改善に関する意見書

1 定款第12条第7項に規定されている補欠の代議員選挙の実施

定款第12条第7項は「補欠の代議員を選挙することができる」と規定されていますが、現在「補欠の代議員」は選挙されていません。

このため、本年度は既に3選挙区で4名の「補欠の代議員」選挙を執行しました。選挙管理委員会としては、代議員の欠員期間を最小限にするため、次のとおり、あらかじめ補欠の代議員を選挙することが望ましいと考えます。

○実施時期：次回の任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施。

○定 数：各選挙区1名、代議員数が10名を超える毎に1名追加

2 代議員選挙細則の改正

代議員選挙細則第20条で「補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。」とされていますが、代議員選挙は定数が多いため選挙期間が長く、欠員を補充するための「補欠の代議員」を速やかに選挙することができないため、代議員選挙細則を次のとおり改正することが望ましいと考えます。

(1) 第6条第1項関係

任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）については、選挙実施のための理事会招集手続きに時間を要し、欠員の状態が長期化することを防ぐため、会長に権限を付与することとする。

【第1項に次の内容を加える。】

「ただし、臨時の補欠選挙においては、会長が補欠の代議員選挙及び選挙期日を定め、告示をすることができる。この場合、会長は選挙の告示後最初に開かれる理事会において、報告しなければならない。」

(2) 第6条第2項関係

選挙の告示は、選挙期日の60日前までに行うとされているが、臨時の補欠選挙においては選挙期間短縮のため30日前までとする。

【第6条に次の第3項を加える。】

「3 臨時の補欠選挙においては、前項の「60日前までに」は「30日前までに」と読み替える。」

(3) 第7条関係

(2) に関連して改正する。

ただし書きのうち「選挙期日の60日前までに」を「告示日の前日までに」に改正する。

(4) 第8条(2)関係

(2) に関連して改正する。

第1項に次の内容を加える。

「ただし、臨時の補欠選挙においては、20日前までとする。」

(5) 第8条(3)関係

(2) に関連して改正する。

第1項に次の内容を加える。

「ただし、臨時の補欠選挙においては、15日前までとする。」

(6) 第20条関係

代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補を認めると、二重当選による欠員が生じる恐れがあるため、重複立候補を認めないこととする。

【第20条に次の第2項を加える。】

「2 代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複立候補は認めない。」

3 その他、事務処理を迅速化するための措置

(1) 郵送の取扱いを変更

郵送の場合、現行の「締切日の消印は有効とする」を「必着とする」に改正する。

理由：郵便物の到着を確認するのに時間を要し、事務を迅速に進められないため

なお、着時刻については「附則」で午後5時までと規定する。

関係条文

第8条(3)、第9条、○第11条

(2) 候補者一覧表の通知

選挙細則第8条第3項を、次のとおり改正する。

【改正前】

選挙管理委員会は、立候補者の届出の締切後、速やかに選挙区毎の

候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。

【改正後】

選挙管理委員会は、立候補者の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成しするとともに、正会員に通知ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。

(理由)

- ・改正前の条文では、全ての選挙区の候補者を全会員に通知すると読めるが、投票権のある選挙区の候補者のみ通知すれば足りると思われる。なお、全体の候補者は、ホームページで確認できる。
- ・無投票の場合は、ホームページでの周知で十分であり、個別の会員に通知する必要性がないと思われるため。

(事務量の削減と郵送費の節約。)

(3) 候補者一覧表の通知

選挙細則第15条第1項(2)を、次のとおり改正する。

【改正前】

(2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの。

【改正後】

(2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの。

(理由)

- ・定数どおりの記載をしたものを有効投票とする。

議案第1号

平成28年度決算の承認について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第15条第5項の規定により、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認を求める。

- 資料1 平成28年度貸借対照表
- 資料2 平成28年度正味財産増減計算書
- 資料3 財務諸表に対する注記
- 資料4 附属明細書
- 参考1 平成28年度貸借対照表内訳表
- 参考2 平成28年度正味財産増減計算書内訳表
- 参考3 財産目録
- 参考4 監査報告書

資料 1

貸 借 対 照 表

平成29年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	31,765,246	57,484,682	△ 25,719,436
未収金	12,719,598	32,173,788	△ 19,454,190
流動資産合計	44,484,844	89,658,470	△ 45,173,626
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	464,117,903	464,117,903	0
基本財産積立預金	1,521,403	1,521,403	0
基本財産合計	465,639,306	465,639,306	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	34,097,707	35,517,707	△ 1,420,000
財政調整積立預金	26,500,000	26,500,000	0
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	12,528,535	0
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	25,421,894	0
財政準備積立預金	33,000,000	33,000,000	0
特定費用準備資金積立	43,525,302	0	43,525,302
特定資産合計	175,073,438	132,968,136	42,105,302
(3) その他固定資産			
建物	45,753,214	47,909,123	△ 2,155,909
建物付属設備	130,225	158,694	△ 28,469
構築物	327,478	369,943	△ 42,465
車両運搬具	8,139,609	13,566,014	△ 5,426,405
什器備品	6,514,324	10,934,508	△ 4,420,184
建設仮勘定	22,734,000	6,469,200	16,264,800
リース資産	6,352,509	2,232,360	4,120,149
その他の固定資産合計	89,951,359	81,639,842	8,311,517
固定資産合計	730,664,103	680,247,284	50,416,819
資産合計	775,148,947	769,905,754	5,243,193
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,133,489	11,970,757	△ 4,837,268

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
前受金	378,000	432,000	△ 54,000
預り金	785,016	738,513	46,503
賞与引当金	3,680,000	3,230,000	450,000
リース債務	6,352,509	2,232,360	4,120,149
流動負債合計	18,329,014	18,603,630	△ 274,616
2. 固定負債			0
退職給付引当金	39,907,000	35,517,707	4,389,293
固定負債合計	39,907,000	35,517,707	4,389,293
負債合計	58,236,014	54,121,337	4,114,677
III 正味財産の部			0
1. 指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	716,912,933	715,784,417	1,128,516
(うち基本財産への充当額)	(465,639,306)	(465,639,306)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(140,975,731)	(97,450,429)	(43,525,302)
正味財産合計	716,912,933	715,784,417	1,128,516
負債及び正味財産合計	775,148,947	769,905,754	5,243,193

資料2

正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	224	347	△ 123
基本財産受取利息	224	347	△ 123
特定資産運用収益	48,590	13,766	34,824
特定資産受取利息	48,590	13,766	34,824
受取入会金	2,700,000	1,550,000	1,150,000
受取入会金	2,700,000	1,550,000	1,150,000
受取会費	103,774,500	104,629,000	△ 854,500
正会員受取会費	100,166,500	100,683,000	△ 516,500
準会員受取会費	534,000	570,000	△ 36,000
賛助会員受取会費	3,074,000	3,376,000	△ 302,000
事業収益	57,998,858	47,355,987	10,642,871
研修会収益	3,199,000	2,235,196	963,804
基準薬局認定料収益	166,000	250,000	△ 84,000
手数料収益	351,048	398,703	△ 47,655
広告料収益	431,930	902,490	△ 470,560
書籍等斡旋品代収益	17,595,504	7,900,964	9,694,540
検査センター事業収益	25,773,493	24,999,493	774,000
会館事業収益	9,111,544	9,088,860	22,684
用紙販売事業収益	1,370,339	1,580,281	△ 209,942
受取補助金等	20,104,260	39,268,500	△ 19,164,240
受取地方公共団体補助金	12,448,160	31,417,400	△ 18,969,240
受取補助金振替額	0	0	0
受取民間助成金	7,656,100	7,851,100	△ 195,000
受取地方公共団体受託金	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0
受取負担金	97,998,630	98,264,820	△ 266,190
受取負担金	97,998,630	98,264,820	△ 266,190
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収益	2,019,173	1,803,878	215,295
受取利息	31,387	2,325	29,062
雑収益	1,987,786	1,801,553	186,233
経常収益計	284,644,235	292,886,298	△ 8,242,063

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用			0
事業費	223, 372, 197	208, 104, 319	15, 267, 878
役員報酬	0	0	0
給料手当	62, 833, 918	64, 843, 080	△ 2, 009, 162
賞与引当金繰入額	3, 606, 400	3, 165, 400	441, 000
臨時雇賃金	5, 528, 267	4, 342, 628	1, 185, 639
退職給付費用	8, 378, 364	3, 395, 000	4, 983, 364
福利厚生費	10, 871, 250	10, 254, 656	616, 594
会議費	1, 799, 020	1, 437, 155	361, 865
旅費交通費	17, 447, 356	16, 021, 977	1, 425, 379
通信運搬費	6, 305, 131	6, 624, 560	△ 319, 429
減価償却費	13, 175, 224	5, 424, 951	7, 750, 273
消耗品費	8, 503, 902	6, 595, 528	1, 908, 374
広報費	4, 363, 882	4, 567, 770	△ 203, 888
会館管理費	2, 831, 573	2, 869, 628	△ 38, 055
修繕費	879, 116	949, 367	△ 70, 251
印刷製本費	12, 730, 193	13, 172, 716	△ 442, 523
書籍等斡旋品代	16, 717, 286	8, 458, 288	8, 258, 998
図書新聞費	1, 501, 885	1, 675, 950	△ 174, 065
光熱水料費	3, 061, 588	3, 106, 533	△ 44, 945
賃借料	2, 338, 254	2, 835, 253	△ 496, 999
交際費	0	0	0
保険料	583, 014	188, 990	394, 024
諸謝金	4, 117, 201	8, 038, 999	△ 3, 921, 798
租税公課	6, 209, 320	6, 569, 232	△ 359, 912
支払負担金	5, 785, 650	4, 958, 214	827, 436
支払助成金	16, 621, 902	24, 177, 964	△ 7, 556, 062
支払寄付金	23, 880	0	23, 880
支払手数料	6, 470, 841	3, 975, 011	2, 495, 830
事務処理費	685, 302	455, 469	229, 833
貸倒引当金繰入額	2, 478	0	2, 478
管理費	60, 143, 522	61, 535, 611	△ 1, 392, 089
役員報酬	0	0	0
給料手当	5, 206, 822	5, 208, 889	△ 2, 067
賞与引当金繰入額	73, 600	64, 600	9, 000
退職給付費用	930, 929	105, 000	825, 929
福利厚生費	949, 321	884, 479	64, 842
会議費	97, 395	121, 809	△ 24, 414
表彰・慶弔費	281, 839	241, 025	40, 814
旅費交通費	5, 016, 735	5, 002, 741	13, 994
通信運搬費	556, 685	628, 705	△ 72, 020

科 目	当年度	前年度	増 減
減価償却費	533,559	484,972	48,587
消耗品費	463,772	397,424	66,348
会館管理費	621,565	629,918	△ 8,353
修繕費	50,146	71,358	△ 21,212
印刷製本費	401,418	396,296	5,122
図書新聞費	24,085	21,924	2,161
光熱水料費	658,312	664,716	△ 6,404
賃借料	155,474	208,166	△ 52,692
交際費	2,431,529	2,339,918	91,611
保険料	129,446	78,560	50,886
諸謝金	225,772	383,742	△ 157,970
租税公課	1,788,220	4,274,008	△ 2,485,788
支払負担金	38,506,540	39,008,520	△ 501,980
支払手数料	1,017,904	300,144	717,760
雜費	22,454	18,697	3,757
経常費用計	283,515,719	269,639,930	13,875,789
評価損益等調整前当期経常増減額	1,128,516	23,246,368	△ 22,117,852
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,128,516	23,246,368	△ 22,117,852
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	△ 8	8
経常外費用計	0	△ 8	8
当期経常外増減額	0	△ 8	8
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,128,516	23,246,360	△ 22,117,844
一般正味財産期首残高	715,784,417	692,538,057	23,246,360
一般正味財産期末残高	716,912,933	715,784,417	1,128,516
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	716,912,933	715,784,417	1,128,516

資料3

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、什器備品
…定率法によっております。

② リース資産

…貸借方式により、会計処理をしております。

新規取得した所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数として、残存価値をゼロとする定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

…職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しております。

賞与引当金

…職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	464,117,903	0	0	464,117,903
基本財産積立預金	1,521,403	0	0	1,521,403
小 計	465,639,306	0	0	465,639,306
特定資産				
退職給付引当資産	35,517,707	3,500,000	4,920,000	34,097,707
財政調整積立預金	26,500,000	0	0	26,500,000
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	0	0	12,528,535
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	0	0	25,421,894
財政準備積立預金	33,000,000	0	0	33,000,000
特定費用準備資金積立	0	43,525,302	0	43,525,302
小 計	132,968,136	47,025,302	4,920,000	175,073,438
合 計	598,607,442	47,025,302	4,920,000	640,712,744

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
土地	464,117,903	(0)	(464,117,903)	(0)
基本財産積立預金	1,521,403	(0)	(1,521,403)	(0)
小 計	465,639,306	(0)	(465,639,306)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	34,097,707	(0)	(0)	(34,097,707)
財政調整積立預金	26,500,000	(0)	(26,500,000)	(0)
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	(0)	(12,528,535)	(0)
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	(0)	(25,421,894)	(0)
財政準備積立預金	33,000,000	(0)	(33,000,000)	(0)
特定費用準備資金積立	43,525,302	(0)	(43,525,302)	(0)
小 計	175,073,438	(0)	(140,975,731)	(34,097,707)
合 計	640,712,744	(0)	(606,615,037)	(34,097,707)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	147,415,076	101,661,862	45,753,214
建物付属設備	121,227,400	121,097,175	130,225
構築物	4,785,538	4,458,060	327,478
車両運搬具	15,103,014	6,963,405	8,139,609
什器備品	110,765,597	104,251,273	6,514,324
建設仮勘定	22,734,000	0	22,734,000
リース資産	7,997,580	1,645,071	6,352,509
合 計	430,028,205	340,076,846	89,951,359

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである。

科 目	債権全額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	12,722,078	2,480	12,719,598
合 計	12,722,078	2,480	12,719,598

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
薬事衛生指導員育成事業運営費補助金	広島県	121,000	121,000	242,000	0	一般正味財産
くすりと健康相談窓口事業運営費補助金	広島県	107,000	107,000	214,000	0	〃
がん検診サポート薬剤師事業委託料	広島県	1,293,400	1,076,160	1,293,400	1,076,160	〃
薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業委託料	広島県	4,501,000	0	4,501,000	0	〃
広島県地域医療介護総合確保事業補助金	広島県	25,395,000	5,690,000	25,395,000	5,690,000	〃
患者のための薬局ビジョン推進事業委託金	広島県	0	5,082,000	0	5,082,000	〃
都道府県薬剤師会運営費負担金	日本薬剤師会	0	7,656,100	7,656,100	0	〃
合 計		31,417,400	19,732,260	39,301,500	11,848,160	

7. その他

・リース取引関係

リース内容は、印刷機、複合機、コンピュータ等です。

① 平成26年3月31日までは、賃借料科目で処理をしています。

(単位：円)

リース内容	リース総額	当期支払額	支払累計額	リース未払残額
リソグラフ印刷機 リース代	5,770,800	1,154,160	5,289,900	480,900
コピー・ファックス 機リース代	1,152,900	230,580	1,152,900	0
シュレッダー再リー ス		8,812		
電話機再リース代		38,037		
ファクシミリ再リー ス代		6,804		
小型便潜血分析装置 リース代	841,020	168,204	827,003	14,017
サーバーリース代	422,100	84,420	400,995	21,105
分光光度計リース代	1,372,140	274,428	1,166,319	205,821
プリンター再リース 代		19,051		
合 計	9,558,960	1,984,496	8,837,117	721,843

② 平成26年4月1日からは、リース債務科目で処理をしています。

(単位：円)

リース内容	リース総額	当期支払額	支払累計額	リース未払残額
パソコンリース代	1,205,280	241,056	341,496	863,784
サーバーリース代	1,166,400	233,280	272,160	894,240
多機能小型自動分析装置リース代	5,625,900	1,031,415	1,031,415	4,594,485
合 計	7,997,580	1,505,751	1,645,071	6,352,509

資料 4

附 屬 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に掲載しております。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	35,517,707	9,309,293	4,920,000		39,907,000
賞与引当金	3,230,000	3,680,000	3,230,000		3,680,000

参考1

貸借対照表内訳表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科 目		公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計		内部取引消去	合計
		公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計	法人会計	法人会計		
Ⅰ 資産の部											
1. 流動資産											
現金預金	13,730,548	2,530,476	16,261,024	5,885,587	9,618,635	15,504,222	0	0	31,765,246		
未収金	12,009,650	686,812	12,696,462	3,780	19,356	23,136	0	0	12,719,598		
検査会計	7,939,121	0	7,939,121	0	0	0	0	△ 7,939,121	0	0	0
共益会計	1,711,441	0	1,711,441	3,718,648	0	3,718,648	0	△ 5,430,089	0	0	0
法人会計	7,711,342	0	7,711,342	0	0	0	0	△ 7,711,342	0	0	0
流动資産合計	43,102,102	3,217,288	46,319,390	9,608,015	9,637,991	19,246,006	0	△ 21,080,552	44,484,844		
2. 固定資産											
(1) 基本財産											
土地	390,213,379	22,661,799	412,875,178	3,044,122	3,720,594	6,764,716	44,478,009	0	464,117,903		
基本財産積立預金	856,549	203,868	1,060,417	27,386	33,471	60,857	400,129	0	1,521,403		
基本財産合計	391,069,928	22,865,667	413,935,595	3,071,508	3,754,065	6,825,573	44,878,138	0	465,639,306		
(2) 特定資産											
退職給付引当資産	20,015,355	11,013,559	31,028,914	1,363,908	681,954	2,045,862	1,022,931	0	34,097,707		
財政調整積立預金	14,919,500	3,551,000	18,470,500	477,000	583,000	1,060,000	6,969,500	0	26,500,000		
会館施設設備整備積立預金	7,053,564	1,678,824	8,732,388	225,514	275,628	501,142	3,295,005	0	12,528,535		
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	0	25,421,894	0	0	0	0	0	25,421,894		
財政準備種立預金	33,000,000	0	33,000,000	0	0	0	0	0	33,000,000		
特定費用準備資金積立	36,988,872	6,536,430	43,525,302	0	0	0	0	0	43,525,302		
特定資産合計	137,399,185	22,779,813	160,178,998	2,066,422	1,540,582	3,607,004	11,287,436	0	175,073,438		
(3) その他固定資産											
建物	25,759,060	6,130,931	31,889,991	823,558	1,006,570	1,830,128	12,033,095	0	45,753,214		
建物付属設備	73,316	17,450	90,766	2,344	2,865	5,209	34,250	0	130,225		
構築物	184,369	43,882	228,251	5,895	7,205	13,100	86,127	0	327,478		
車輛運搬具	8,139,608	1	8,139,609	0	0	0	0	0	8,139,609		

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
什器備品	5,157,439	1,175,482	6,332,921	10,776	13,172	23,948	157,455	0	6,514,324
建設仮勘定	20,529,697	675,919	21,205,616	90,796	110,971	201,767	1,326,617	0	22,734,000
リース資産	1,582,222	4,594,485	6,176,707	0	0	0	175,802	0	6,352,509
その他の固定資産合計	61,425,711	12,638,150	74,063,861	933,369	1,140,783	2,074,152	13,813,346	0	89,951,359
固定資産合計	589,894,824	58,283,630	648,178,454	6,071,299	6,435,430	12,506,729	69,978,920	0	730,664,103
資産合計	632,996,926	61,500,918	694,497,844	15,679,314	16,073,421	31,752,735	69,978,920	△ 21,080,552	775,148,947
II 負債の部									
1. 流動負債									
未払金	6,341,347	673,872	7,015,219	0	0	0	118,270	0	7,133,489
前受金	0	378,000	378,000	0	0	0	0	0	378,000
預り金	529,660	159,215	688,875	22,539	11,269	33,808	62,333	0	785,016
貰与引当金	2,208,000	1,324,800	3,532,800	0	73,600	73,600	73,600	0	3,680,000
リース債務	1,582,222	4,594,485	6,176,707	0	0	0	175,802	0	6,352,509
公衆衛生会計	0	7,939,121	7,939,121	0	1,711,441	1,711,441	7,711,342	△ 17,361,904	0
会館会計	0	0	0	0	3,718,648	3,718,648	0	△ 3,718,648	0
流动負債合計	10,661,229	15,069,493	25,730,722	22,539	5,514,958	5,537,497	8,141,347	△ 21,080,552	18,329,014
2. 固定負債									
退職給付引当金	22,957,618	13,271,829	36,229,447	1,420,708	752,385	2,173,093	1,504,460	0	39,907,000
固定負債合計	22,957,618	13,271,829	36,229,447	1,420,708	752,385	2,173,093	1,504,460	0	39,907,000
負債合計	33,618,847	28,341,322	61,960,169	1,443,247	6,267,343	7,710,590	9,645,807	△ 21,080,552	58,236,014
III 正味財産の部									
1. 指定正味財産									
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933
(うち基本財産への充当額)	(391,069,929)	(22,865,667)	(413,935,596)	(3,071,507)	(3,754,065)	(6,825,572)	(44,878,138)	(0)	(465,639,306)
(うち特定資産への充当額)	(117,383,830)	(11,766,254)	(129,150,084)	(702,514)	(858,628)	(1,561,142)	(10,264,505)	(0)	(140,975,731)
正味財産合計	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933
負債及び正味財産合計	632,996,926	61,500,918	694,497,844	15,679,314	16,073,421	31,752,735	69,978,920	△ 21,080,552	775,148,947

正味財産増減計算書内訳表
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科 目		公益目的事業会計			収益事業等会計					(単位:円)
	科 目	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計	法人会計	内部取引消去	合計
1 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用収益		224	0	224	0	0	0	0	0	224
基本財産受取利息		224	0	224	0	0	0	0	0	224
特定資産運用収益		48,590	0	48,590	0	0	0	0	0	48,590
特定資産受取利息		48,590	0	48,590	0	0	0	0	0	48,590
受取入会金		2,430,000	0	2,430,000	0	0	0	270,000	0	2,700,000
受取会員受取会費		2,430,000	0	2,430,000	0	0	0	270,000	0	2,700,000
正会員受取会費		43,642,517	9,781,733	53,424,250	0	0	0	50,350,250	0	103,774,500
準会員受取会費		40,301,517	9,781,733	50,083,250	0	0	0	50,083,250	0	100,166,500
受取会員受取会費		267,000	0	267,000	0	0	0	267,000	0	534,000
事業収益		3,074,000	0	3,074,000	0	0	0	0	0	3,074,000
研修会収益		4,039,548	25,773,493	29,813,041	9,137,781	19,048,036	28,185,817	0	0	57,998,858
基準葉局認定期料収益		3,199,000	0	3,199,000	0	0	0	0	0	3,199,000
手数料収益		166,000	0	166,000	0	0	0	0	0	166,000
広告料収益		242,618	0	242,618	26,237	82,193	108,430	0	0	351,048
書籍等斡旋品代収益		431,930	0	431,930	0	0	0	0	0	431,930
検査センター事業収益		0	25,773,493	25,773,493	0	0	17,595,504	0	0	17,595,504
会館事業収益		0	0	0	9,111,544	0	0	9,111,544	0	9,111,544
用紙販売事業収益		0	0	0	1,370,339	0	1,370,339	0	0	1,370,339
受取補助金等		20,104,260	0	20,104,260	0	0	0	0	0	20,104,260
受取地方公共団体補助金		12,448,160	0	12,448,160	0	0	0	0	0	12,448,160
受取補助金振替額		0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間助成金		7,656,100	0	7,656,100	0	0	0	0	0	7,656,100

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
受取地方公共団体受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間受託金	89,257,694	0	89,257,694	0	0	0	0	0	0
受取負担金	89,257,694	0	89,257,694	0	0	0	8,740,936	0	97,998,630
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	8,740,936	0	97,998,630
受取収益	1,770,464	77,062	1,847,526	69,676	101,971	171,647	0	0	2,019,173
受取利息	21,785	9,506	31,291	96	0	96	0	0	31,387
雑収益	1,748,679	67,556	1,816,235	69,580	101,971	171,551	0	0	1,987,786
経常収益計	161,293,297	35,632,288	196,925,585	9,207,457	19,150,007	28,357,464	59,361,186	0	284,644,235
(2) 経常費用								0	
事業費	163,253,672	35,632,288	198,885,960	5,286,707	19,199,530	24,486,237	0	0	223,372,197
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	42,923,349	17,170,782	60,094,131	1,826,525	913,262	2,739,787	0	0	62,833,918
賞与引当金繰入額	2,394,728	1,162,800	3,557,528	0	48,872	48,872	0	0	3,606,400
臨時雇賃金	3,553,342	1,974,925	5,528,267	0	0	0	0	0	5,528,267
退職給付費用	4,470,323	3,816,810	8,287,133	0	91,231	91,231	0	0	8,378,364
福利厚生費	8,053,204	2,304,012	10,357,216	342,689	171,345	514,034	0	0	10,871,250
会議費	1,793,602	5,418	1,799,020	0	0	0	0	0	1,799,020
旅費交通費	16,570,575	871,281	17,441,856	5,500	0	5,500	0	0	17,447,356
通信運搬費	5,921,025	224,334	6,145,359	0	159,772	159,772	0	0	6,305,131
減価償却費	9,718,100	2,377,335	12,095,435	1,079,789	0	1,079,789	0	0	13,175,224
消耗品費	4,480,096	3,688,880	8,168,976	283,086	51,840	334,926	0	0	8,503,902
広報費	4,363,882	0	4,363,882	0	0	0	0	0	4,363,882
会館管理費	2,486,259	0	2,486,259	345,314	0	345,314	0	0	2,831,573
修繕費	696,240	105,516	801,756	77,360	0	77,360	0	0	879,116
印刷製本費	11,287,473	426,384	11,713,857	0	1,016,336	1,016,336	0	0	12,730,193
書籍等斡旋品代	0	0	1,501,885	0	16,717,286	16,717,286	0	0	16,717,286
図書新聞費	1,402,741	99,144	1,501,885	0	0	0	0	0	1,501,885
光熱水料費	2,633,247	62,612	2,695,859	365,729	0	365,729	0	0	3,061,588
質借料	1,452,279	546,103	1,998,382	339,872	0	339,872	0	0	2,338,254

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計†			
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	583,014	0	583,014	0	0	0	0	0	583,014
諸謝金	3,752,401	364,800	4,117,201	0	0	0	0	0	4,117,201
租税公課	5,582,727	6,290	5,589,017	620,303	0	620,303	0	0	6,209,320
支払負担金	5,549,182	236,468	5,785,650	0	0	0	0	0	5,785,650
支払助成金	16,621,902	0	16,621,902	0	0	0	0	0	16,621,902
支払寄付金	23,880	0	23,880	0	0	0	0	0	23,880
支払手数料	6,470,841	0	6,470,841	0	0	0	0	0	6,470,841
事務処理費	469,260	188,394	657,654	540	27,108	27,648	0	0	685,302
貸倒引当金繰入額	0	0	0	2,478	2,478	0	0	0	2,478
管理費	0	0	0	60,143,522	0	60,143,522	0	0	60,143,522
役員報酬				0	0	0	0	0	0
給料手当				5,206,822	0	5,206,822	0	0	5,206,822
賞与引当金繰入額				73,600	0	73,600	0	0	73,600
退職給付費用				930,929	0	930,929	0	0	930,929
福利厚生費				949,321	0	949,321	0	0	949,321
会議費				97,395	0	97,395	0	0	97,395
表彰・慶弔費				281,839	0	281,839	0	0	281,839
旅費交通費				5,016,735	0	5,016,735	0	0	5,016,735
通信運搬費				556,685	0	556,685	0	0	556,685
減価償却費				533,559	0	533,559	0	0	533,559
消耗品費				463,772	0	463,772	0	0	463,772
会館管理費				621,565	0	621,565	0	0	621,565
修繕費				50,146	0	50,146	0	0	50,146
印刷製本費				401,418	0	401,418	0	0	401,418
図書新聞費				24,085	0	24,085	0	0	24,085
光熱水料費				658,312	0	658,312	0	0	658,312
賃借料				155,474	0	155,474	0	0	155,474
交際費				2,431,529	0	2,431,529	0	0	2,431,529
保険料				129,446	0	129,446	0	0	129,446
諸謝金				225,772	0	225,772	0	0	225,772

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計†	会館	共益	小計†			
租税公課							1,783,220	0	1,788,220
支払負担金							38,506,540	0	38,506,540
支払手数料							1,017,904	0	1,017,904
雑費							22,454	0	22,454
経常費用計	163,253,672	35,632,288	198,885,960	5,286,707	19,199,530	24,486,237	60,143,522	0	283,515,719
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,960,375	0	△ 1,960,375	3,920,750	△ 49,523	3,871,227	△ 782,336	0	1,128,516
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,960,375	0	△ 1,960,375	3,920,750	△ 49,523	3,871,227	△ 782,336	0	1,128,516
2. 経常外増減の部									0
(1) 経常外収益									0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,960,375	0	1,960,375	△ 1,960,375	0	△ 1,960,375	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	1,960,375	△ 49,523	1,910,852	△ 782,336	0	1,128,516
一般正味財産期首残高	599,378,079	33,159,596	632,537,675	12,275,692	9,855,601	22,131,293	61,115,449	0	715,784,417
一般正味財産期末残高	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933
II 指定正味財産増減の部									
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933
III 正味財産期末残高									

参考 3

財産目録

平成29年3月31日現在

(单位：田)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
基本財産積立預金	住所:広島市東区二葉の里三丁目2-1 2,000.01m ²	公益目的保有財産である。共用財産であり、うち93.3%は公益目的財産であり、うち0.9%は収益事業、5.8%は管理運営の用に供している。	379,117,903
定期預金	もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	846,762
普通預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	674,641
定期預金	広島銀行三川町支店	職員退職給付引当金見合の引当資産として積立している。	34,097,707
定期預金	三菱東京UFJ銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	10,000,000
定期預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	16,500,000
定期預金	中国銀行広島支店	公益目的保有財産であり、会館施設設備整備のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	12,528,535
定期預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	261,554
普通預金	広島信用金庫本店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	10,000,000
普通預金	三井住友信託銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	5,091,452
定期預金	三井住友信託銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	10,000,000
普通預金	もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	33,000,000

貸借対照表科目		場所・物量	使用目的等	金額
特定費用準備資金積立	普通預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、薬剤師会館(仮称)を建設するための資金である。	43,525,302
その他固定資産 建物	広島市中区富士見町11番8 陸屋根5階建 1,566.12m ²	鉄筋コンクリート造	公益目的保有財産であり、公用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	45,753,214
建物付属設備	トイレ改修工事他		公益目的保有財産であり、公用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	130,225
構築物	外溝工事他		公益目的保有財産であり、公用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	327,478
車輌運搬具、什器備品	マツダスクラム モバイルファーマサイ どん帳、空調機設備電気工事他		公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。 公益目的保有財産であり、公用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	1 8,139,608 598,687
什器備品	キヤノンカラー複合機他 クリーンベンチ フィジカルアセスメントモデル テルフュージョン小型シリソジボンブ HbA1c測定器 褥瘡モデル他		公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。 公益目的保有財産である。 シアン・臭素酸分析システム他 設計・監理業務 建築設計業務一式	336,381 1,624,859 1,365,333 151,890 329,587 1,012,330 1,095,257 18,360,000
建設仮勘定	会館敷地測量業務		93.3%は公益目的財産であり、うち0.9%は収益事業、5.8%は管理運営の用に供している。	961,200
	地質調査代金		93.3%は公益目的財産であり、うち0.9%は収益事業、5.8%は管理運営の用に供している。	3,412,800
リース資産	富士通デスクトップパソコン		93.3%は公益目的財産であり、うち0.9%は収益事業、5.8%は管理運営の用に供している。	863,784
	富士通サーバ		公益目的保有財産であり、うち90.0%は公益目的財産であり、10.0%は管理運営の用に供している。	894,240

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
		多機能小型自動分析装置	公益目的保有財産である。	4,594,485
固定資産合計				730,664,103
資産合計				775,148,947
(流動負債)				
未払金		厚生労働省年金局事業管理課長(広島東年金事務所) 厚生労働省年金局事業管理課長(広島東年金事務所) 廿日市市薬剤師会他計6件 ティーエスアルフレッサ㈱他計4件 アサヒプリテック㈱ ㈲花田印刷所 ㈱松柏他計19件 職員 職員に対するもの 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱ リコールース㈱	事業費福利厚生費(社会保険料平成29年3月分)未払い 分 管理費福利厚生費(社会保険料平成29年3月分) 事業費支払助成金(患者のための薬局ビジョン推進事業委託金)の未払い分 事業費消耗品費(検査材料費)未払い分 事業費支払負担金(廃棄物処理料)未払い分 事業費印刷製本費(検査依頼書等)未払い分 検査センター事業収益(利用契約料)前受け分け 福利厚生費支出(社会保険料本人負担)預かり分 職員10名に対する賞与の支払いに備えたもの 公益目的保有債務であり、うち90.0%は公益目的債務であり、10.0%は管理運営の用に供している。 公益目的保有債務である。	1,419,245 118,270 4,922,102 524,184 39,528 110,160 378,000 785,016 3,680,000 1,758,024 4,594,485 18,329,014 39,907,000 39,907,000 58,236,014 716,912,933
流動負債合計				
(固定負債)		退職給付引当金	職員に対するもの	39,907,000
固定負債合計				39,907,000
負債合計				58,236,014
正味財産				716,912,933

参考 4

監 査 報 告 書

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊見雅文様

平成29年5月13日

公益社団法人広島県薬剤師会

監事 国由有
公益社団法人広島県薬剤師会
監事 朝一琴子

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 追加情報

該当はありません。

議案第2号

広島県薬剤師会館の移転経費について（案）

広島県薬剤師会館の移転経費について、平成25年5月12日の臨時代議員会で承認された、総額8億円以内の上限を11億5千万円以内に増額することについて、総会の承認を求める。

議案第3号

特定資産積立預金の取崩について（案）

広島県薬剤師会館の移転経費とするため、公益社団法人広島県薬剤師会積立預金規程第5条及び公益社団法人広島県薬剤師会特定費用準備資金及び資産取得資金取扱規程第5条の規定により、次の特定資産積立預金を取り崩すことについて、総会の承認を求める。

特定資産

会館施設設備整備積立預金	12,528,535円
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894円
特定費用準備資金積立	43,525,302円
合 計	81,475,731円

議案第4号

広島県薬剤師会館の移転に伴う借入限度額 について（案）

広島県薬剤師会館の移転に伴う借入限度額について、平成25年5月12日の臨時代議員会で承認された7億円を新たに7億円とすることについて、総会の承認を求める。

議案第5号

平成29年度借入金（会務運営）最高限度額 について（案）

平成29年度会務運営に係る借入金最高限度額を1億円とすることについて、総会の承認を求める。

議案第6号

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会 負担金納付規程の一部改正について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程を、次のとおり改正することについて、総会の承認を求める。

1. 改定内容

前	後
第1条 <p>広島県薬剤師会保険薬局部会（以下「本部会」という。）は本部会規程第5条に定めるところにより、本規程による負担金を保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）は納付する。</p>	第1条 <p>広島県薬剤師会保険薬局部会規程第5条の負担金は、本規程で定めるものとする。</p>
第2条 <p>本部会員の納付する負担金は、次のとおりとする。</p>	第2条 <p>保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）の納付する負担金は、次のとおりとする。</p>

2. 理由

文言の修正のため。

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程（案）

第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会規程第5条の負担金は、本規程で定めるものとする。

第2条 保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）の納付する負担金は、次のとおりとする。

ランク	1月あたり 枚 数	1月あたりの 算定基準額	年間算定基準額	年間負担金
A	0～ 100枚	475円	5,700円	2,850円
B	101～ 200	665	7,980	3,990
C	201～ 300	1,520	18,240	9,120
D	301～ 400	2,565	30,780	15,390
E	401～ 500	3,800	45,600	22,800
F	501～ 600	5,225	62,700	31,350
G	601～ 700	6,840	82,080	41,040
H	701～ 800	8,645	103,740	51,870
I	801～ 900	10,640	127,680	63,840
J	901～1,000	12,825	153,900	76,950
K	1,001～1,500	14,250	171,000	85,500
L	1,501～	19,000	228,000	114,000

第3条 部会長は、毎会計年度の当初において各地域薬剤師会に対し、負担金の割当額を通知しなければならない。

- 2 割当額は、各地域薬剤師会所属の本部会員の当該会計年度の前年1月から12月までの、処方せん取り扱い枚数により算出した額とする。
- 3 負担金対象期間から本部会員となった本部会員の負担金の計算については、その期間（加入後、締切月まで）の処方せん総枚数を本部会員としての期間（月数）で除した枚数をもって算出した額とする。
- 4 本部会員が当年1月から当年3月までの間に退会した場合、負担金の納入を免除するものとする。

第4条 負担金は、各地域薬剤師会が本部会員から取り纏めて期日までに本部会に納付するものとする。

第5条 納入した負担金は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 この規程の改正は、総会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月27日に制定し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年3月26日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月18日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。